



国税庁レポート2008  
NATIONAL TAX AGENCY REPORT

# 納税者の皆様へ

国税庁は、発足以来、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を達成するため、税務行政を推進してきました。特に、平成13年の中央省庁等改革を契機として、担当する事務について、事務の実施基準などのルールを定め、公表いたしました。また、併せて、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしました。

こうした改革は、税務行政が納税者である国民の皆様から負託されたものであるという基本的認識に立って、

- ① 国税庁の使命、実績目標、施策等を国民の皆様にも明らかにし、説明責任を果たすこと
- ② 事務全般について、客観的に実績を評価することにより、効率的で質が高く、時代の要請に合った行政を目指すこと
- ③ 仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的としたものです。

税務行政を取り巻く環境は、大きく変化しています。高齢化の進展など我が国社会の変化や経済のグローバル化に伴い申告者数が大幅に増加する中、調査・徴収事務は、一層複雑・困難なものになっています。また、訴訟社会の到来により、審理を充実し、課税処理の一層の透明性・統一性の確保を図っていく必要性も増えています。一方で、定員については、厳しい対応が求められており、こうした中で、国税庁がその任務とする「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を果たしていくためには、税務行政の透明化を進め、納税者利便を高めつつも悪質な納税者に毅然と対応することで国民の皆様の負託に応えていく必要があります。

私たちに与えられた人的資源・物的資源を最大限に活用していくためには、国税電子申告・納税システム(e-Tax)など、IT(情報通信技術)の活用とともに内部事務の一元化・電話相談の集中化といった取組を進めることにより、納税者の皆様の利便性の向上と行政運営の一層の簡素化・効率化を両立させ、十分な調査・徴収事務量を確保していかなければなりません。

納税者の利便性の向上に当たっては、納税者の皆様の申告と納税をサポートするため、国税庁ホームページを活用した税務情報の提供、e-Taxや確定申告書等作成コーナーの導入・改善など、ITを活用した納税者サービスの充実に取り組んでいます。

e-Taxについては、国税庁における当面の最重要課題として、現在、国税庁・国税局・税務署を挙げて、その普及に向けた各種施策を強力に推進しているところです。納税者の利便性の向上などの観点から、これまで、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、機能や運用の改善などを進めてきたところであり、引き続き、税理士会や関係民間団体との連携を図りながら、e-Taxの普及に向け、積極的な取組を進めていきます。

また、業務の一層の効率化を図るため、内部事務の一元化や電話相談の集中化などの施策を進めているところです。内部事務の一元化とは、これまで個人、法人、管理・徴収といった部署別に行っ

ていた内部事務について、部署や税目といった垣根を取り払い、同種の事務を統合して一つの部署で一体的に処理することをいいます。

今後とも、このような取組をはじめとして、事務の効率化・合理化、経費削減などのさらなる最適化を図っていかなければなりません。

税務調査に当たっては、最新の社会経済情勢や業種・業態の景況を踏まえ、申告内容や資料情報などを分析・検討し、真に調査が必要な納税者に対して深度ある調査を実施するなど効果的・効率的な事務運営に取り組んでいます。特に複雑化・広域化する経済取引については、その実態に応じた調査体制の編成や調査技法の開発を行うなどの的確な調査の実施に努めています。

また、近年の経済の国際化の進展に伴い、二重課税のリスクが高まる一方で、国際取引を利用した脱税、租税回避を図るケースも増加しています。これらの国際的課税問題の解決に向けた対応の必要性が高まっています。このような問題は、一国での対応には限界があるため、我が国としても、国際会議などの場を通じて活発な意見交換を行うなど、外国税務当局とも協力してその解決に取り組んでいます。さらに、各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して我が国の税負担を免れる国際的な租税回避行為や、グループ企業間の取引を通じた所得の海外移転が問題となっています。こうした国際的な課税問題に対しては、適正・公平な課税を実現する観点から、積極的に取り組んでいます。

滞納の圧縮に当たっては、期限内収納の確保に向けた各種施策に取り組み、滞納の未然防止を図る一方、滞納となった国税については、納税者の個々の実情に即しつつ、消費税滞納事案の優先処理、大口・悪質滞納事案の重点処理、少額滞納事案の効果的・効率的処理を基本方針として、全体として着実な整理促進が図られるよう取り組んでいます。

この「国税庁レポート2008」は、このような国税庁の取組について、納税者の皆様に分かりやすく説明するために作成したものです。編集に当たっては、

- ① 国税庁は、どのような方針で税務行政を推進しているのか
- ② 税務行政で改善すべき点は何かなどについてもご説明しています。

申告納税制度の下で、納税者の皆様に、自発的かつ適正に納税義務を履行していただけることが、国税庁の使命を達成することにつながります。この「国税庁レポート2008」が納税に対するご理解を深める一助になれば幸いです。

平成20年6月

国税庁長官 牧野 治郎



# CONTENTS

## 納税者の皆様へ

1

## I 国税庁の使命

5

### <主要な取組事項>

- 1 電子申告など IT を利用した申告・納税の推進 …… 9
- 2 国際化への対応 …… 10
- 3 事務の簡素化・効率化の推進 …… 10

## II 申告納税制度

11

- 1 広報・相談など …… 11
  - (1) ホームページによる情報提供など
  - (2) 租税教育
  - (3) 説明会
  - (4) 税務相談
  - (5) 事前照会への対応
  - (6) 納税者窓口関係事務の一本化
- 2 e-Tax などの IT を活用した納税者の利便性の向上 …… 15
  - (1) e-Tax
  - (2) 確定申告書等作成コーナー
- 3 確定申告における利便性の向上 …… 17
  - (1) 自書申告の推進
  - (2) 閉庁日における申告相談などの実施
- 4 適正・公平な税務行政の推進 …… 19
  - (1) 的確な指導の実施
  - (2) 悪質な納税者に対する厳正な対応
  - (3) 資料情報
  - (4) 広域的に事業展開する企業グループへの対応
  - (5) 電子商取引への対応
  - (6) 査察
- 5 確実な税金の納付 …… 24
  - (1) 自主納付態勢の確立
  - (2) 滞納圧縮への取組
  - (3) 集中電話催告センター室
  - (4) 的確かつ効率的な債権債務の管理
- 6 税理士制度 …… 27
  - (1) 書面添付制度の推進
  - (2) e-Tax などの利用促進
  - (3) 税理士などに対する的確な指導監督
- 7 関係民間団体との協調 …… 29

## III IT 化時代の税務行政

30

- (1) 業務・システムの最適化
- (2) オープンシステム化

# IV 国際化時代の税務行政

32

## 1 国際的な取引への対応 ……32

- (1) 国際課税に係る調査体制
- (2) 国際的租税回避スキームへの対応
- (3) 移転価格問題への対応
- (4) 租税条約に基づく情報交換

## 3 各国税務当局との協力・協調 ……35

- (1) 開発途上国に対する技術協力
- (2) 税務当局間の国際会議への参加
- (3) 各国税務当局との連携と情報収集・リサーチ

## 2 相互協議 ……34

# V 権利救済

37

- (1) 異議申立て
- (2) 審査請求
- (3) 訴訟
- (4) 権利救済の状況

# VI 酒類行政の取組

40

- (1) 酒類業の体質改善に向けた取組
- (2) 公正な取引環境の整備
- (3) 独立行政法人酒類総合研究所との連携
- (4) 社会的な要請への対応
- (5) 免許申請などの適正な処理

# VII 将来に向けた取組

43

- (1) 納税環境の整備
- (2) 内部事務の基本的見直し
- (3) 調査・徴収事務の基本的見直し
- (4) 国税職員の職場環境の整備

# VIII 資料編

47

- (1) 租税収入・予算
- (2) 申告・課税状況
- (3) 調査状況
- (4) 査察
- (5) 滞納圧縮
- (6) 権利救済
- (7) 税務相談
- (8) 国際課税
- (9) 納税者満足度

## 参考

- 還付申告・更正の請求 …… 18
- 情報の厳正な管理 …… 21
- 災害などにあった場合 …… 18
- 加算税・延滞税の取扱いと免除 …… 21
- 税務調査について …… 20
- 納税者からの苦情などへの対応 …… 39

# I 国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っています。そして、その活動のために必要な経費を賄う財源が税金です。公共サービスが税金によって円滑に提供されるよう、日本国憲法は国民の義務の一つとして納税の義務を定め、国税庁は、税金を徴収する任務を負っています。

国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することにあります。国税庁では、国民から負託された責務を果たすために、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）により、内国税の適正かつ公平な課税の実現を図っています。併せて、酒類業の健全な発達ならびに税理士業務の適正な運営の確保に努めています。

国税庁は、これらの取組に当たっては、その責務について納税者である国民の理解と信頼を得ることが重要であると考えています。このため、これらを分かりやすく取りまとめた「国税庁の使命」<sup>1</sup>を職員に示して事務の遂行を図り、さらに、国民に対して公表しています。



国税庁

<sup>1</sup> 「国税庁の使命」とは、「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」に職員が事務を遂行するための行動規範を加えたものです（右6ページ参照）。

# 国税庁の使命

**使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。**

## 任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

### 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

#### (1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

#### (2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
  - イ 関係法令を適正に適用する。
  - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
  - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

### 2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

### 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

## 行動規範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

#### (1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

#### (2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

## 今後の取り組み

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

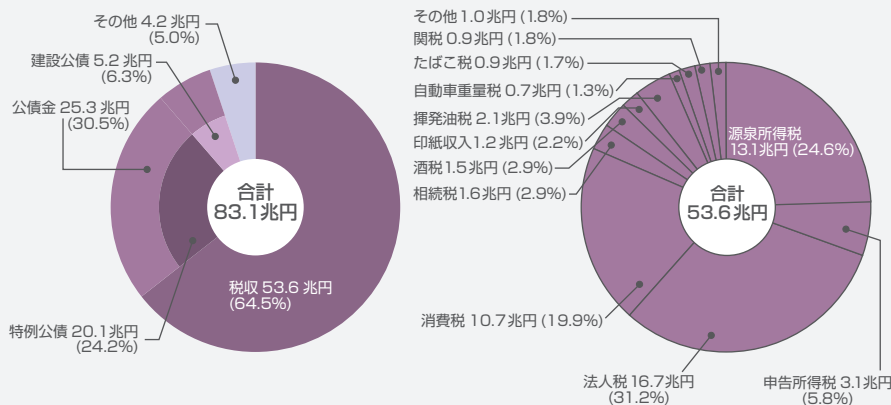


# 国の収入と税

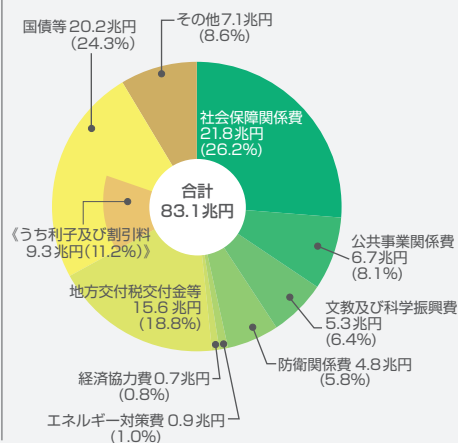
平成20年度の国の収入(一般会計歳入予算)は年間83兆613億円です。そのうち53兆5,540億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収分や日本郵政株式会社からの印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は46兆9,709億円(約88%)となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約8割を占めています。

## ● 国の収入 (一般会計歳入予算) 平成20年度一般会計歳入(予算額)



## ● 国の歳出 平成20年度歳出(予算額)



※ 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借金です。

# 国税庁の予算と定員

平成20年度の国税庁予算額は7,227億円で、その大半を人件費が占めています。近年は、特に事務の効率化や納税者サービスの向上に重点を置いており、国税総合管理(以下「KSK」といいます。)システムをはじめ、IT(情報通信技術)関連費の比率が高まっています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い定員が増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成18年度までの9年間に1,000人を超える定員が減少しました。

平成19年度からは、定員増加に転じ、平成20年度の国税庁定員は5万6,216人となっています。

	昭和50年度	平成9年度	平成20年度	(参考) 平成20年度/昭和50年度
予算(億円)	2,360	6,548	7,227	306.2%
定員(人)	52,440	57,202	56,216	107.2%
① 所得税確定申告数(千件)	7,327	20,023	23,616	322.3%
② 法人数(千件)	1,482	2,793	3,005	202.8%
③ 物品税課税場数(千件)	117	—	—	—
④ 消費税課税事業者数(千件)	—	2,521	3,701	—
①+②+③+④(千件)	8,926	25,337	30,322	339.7%

※ 平成20年度の①所得税確定申告数は、平成19年分の計数です。

平成20年度の②法人数は、平成19年6月末の計数です。

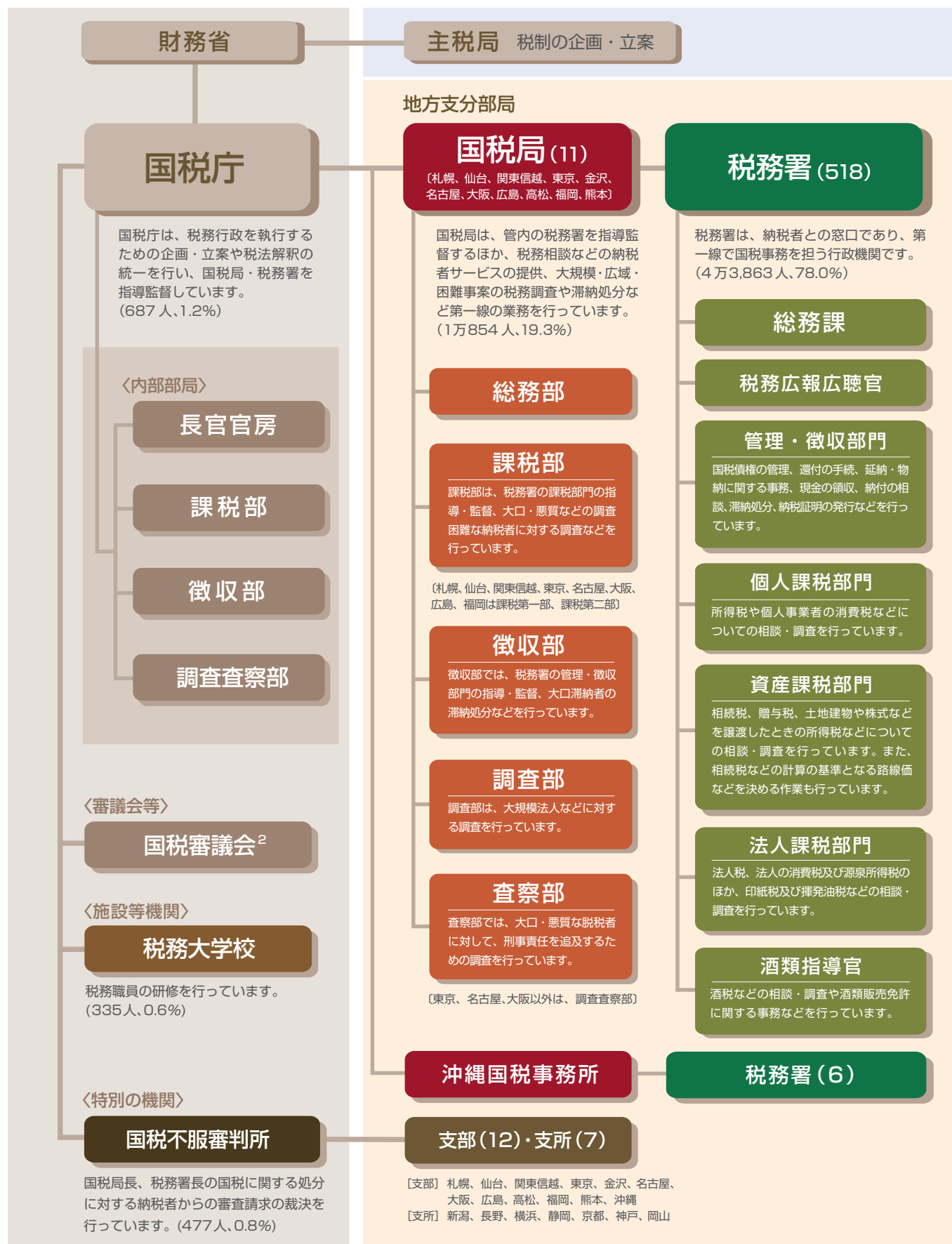
④は、消費税課税事業者等届出書提出件数です。なお、平成20年度は、平成20年3月末の計数です。

(参考)は、昭和50年度を100としたときの平成20年度の割合です。



# 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所）と全国524の税務署があります<sup>1</sup>。



1 各部署の人数、%は、平成20年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。  
2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。



## 2 国際化への対応

各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避スキームが問題となっています。こうした国際取引を利用した脱税や租税回避に対しては、あらゆる機会を通じて取引の実態把握を図り、課税上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、厳正に対処しています。

海外に所在する関連企業との取引に伴う移転価格の問題については、「参考事例集」の公表により運用の明確化を図るなど移転価格税制の適正・円滑な執行に取り組んでいます（詳細については、33ページをご参照ください）。

また、各国間の課税ルールの違いによる二重課税リスクを排除するため、国際取引について各国共通のルールの整備が重要であり、税務当局間の国際会議へ積極的に参加しています。このほか、租税条約に基づく相互協議事案の適切・迅速な処理、開発途上国に対する技術協力にも積極的に取り組んでいます。



経済協力開発機構 (OECD) 税務長官会議 (FTA)

## 3 事務の簡素化・効率化の推進

「簡素で効率的な政府」を実現するため、各府省において、「行政効率化計画」や「業務・システム最適化計画」などを定め、行政の効率化を一層徹底していくこととしています。

国税庁においても、税務行政を取り巻く環境が変化する中で、新たな課題にも積極的に取り組みながら、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営を行うため、事務処理や関係システムを不断に見直していく必要があります。このため、事務の簡素化・効率化、経費削減などのさらなる最適化を図る観点から、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」(平成20年5月改定)を策定しました。具体的には、内部事務の一元化、税務相談の集中化、システム関係経費の削減、公共調達の透明性を確保するため、KSKシステムのオープンシステム化<sup>1</sup>の推進などの施策を進めており、行政コストの削減を図っています。

そのほか、業務の一部をアウトソーシングするなどさまざまな取組を行い、事務の簡素化・効率化を推進しています。

<sup>1</sup> 「オープンシステム化」とは、特定のメーカー固有の規格や仕様によらず、広く公開された規格や仕様によりシステムを構築することをいいます。



# Ⅱ 申告納税制度

## 申告納税制度を支える二つの柱、 「納税者サービス」と「適正・公平な税務行政の推進」

国の税金については、納税者自らが、税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。そこで国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識、手続についての広報活動や租税教育、税務相談、確定申告における利便性の向上など、さまざまな納税者サービスの充実を図っています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力・協調も必要です。さらに、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、滞納処分を実施するなど、確実な税金の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、是正が必要な納税者に対して的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の個々の実情も踏まえた上で厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っています。

### 1 広報・相談など

納税者に、自発的かつ適正に申告・納税していただくためには、あらゆる機会を通じて、納税の義務を理解していただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に回答することも大切です。

このため、「納税者が知りたい情報をいつでも必要な時に税務署に行かなくても入手できること」、「広報の内容が納税者の視点に立った分かりやすい表現であること」、「納税者の意見を広く求め、事務運営の改善に反映させていくこと」といった基本的な考え方に基づいて、広報などを実施しています。

具体的な広報活動としては、国税庁ホームページ（平成19年度アクセス件数109,779千件）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、税の意義や役割、税の仕組みなどのさまざまな情報を提供しています。

また、国税庁では、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについても情報提供しています。

#### (1) ホームページによる情報提供など

国税庁ホームページでは、身近な税の情報や当庁の業務内容、統計情報、記者発表資料、納税者に役立つ法令解釈通達や質疑応答事例などの情報を提供するほか、申告書などの様式をダウンロードできるようにし

ています。また、国税庁ホームページは、情報を提供するだけでなく、「e-Tax」や「確定申告書等作成コーナー」といったITを活用した納税者サービスの窓口としての機能も有しています。

そのため、誰もが容易に利用できるよう、検索機能や案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能など視覚に障害がある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

み上げ機能など視覚に障害がある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

国税庁ホームページにより提供されている情報は、以下のようなものがあります。

- 税に関する身近な情報を掲載した「タックスアンサー」
- 相続税などの課税における土地などの評価額の基準となる路線価や評価倍率
- 「暮らしの税情報」、「所得税の確定申告の手引き」、「年末調整のしかた」などのパンフレット・手引き
- 税についての一般的な相談窓口の案内
- 税に関する質疑応答事例、事前照会に関する文書回答事例
- 認定NPO法人制度に関する質問・相談窓口の案内、認定NPO法人名簿 など

## 国税庁ホームページの使い方

※掲載画像は平成20年5月現在のものです。

### 情報への案内表示

- ◆ ページ上部のボタンで掲載情報を5つに分類し配置
- ◆ ページ左側にアクセス数の多い情報への入口を配置
- ◆ ページ上部と左側の紺色の案内表示はすべてのページに共通して表示され、必要な情報への移動が容易

### ① 税目別に調べる

- ◆ 調べたい内容を、「税目別」・「掲載コンテンツ別」にご案内

税目別	所得税	法人税	源泉所得税	消費税	酒税	贈与税	相続税	不動産所得	雑所得	退職所得	障害者控除	その他
所得税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法人税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
源泉所得税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
消費税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
酒税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
贈与税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
相続税	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
不動産所得	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
雑所得	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
退職所得	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
障害者控除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

### ② サイト内検索

- ◆ 文章検索や関連語検索などの機能
- ◆ 使い方は、「検索の仕方」を参照

### ③ メールマガジン

- ◆ 「新着情報」・メールマガジン配信サービスの登録

### ④ 文字拡大・読み上げ

- ◆ 高齢者や視覚に障害のある方のための機能

The screenshot shows the National Tax Agency homepage with various sections highlighted by numbered callouts:

- 1: 税目別に調べる (Tax search by category)
- 2: サイト内検索 (Site search)
- 3: 新着情報 (New information)
- 4: 文字拡大・読み上げ (Text enlargement and reading aloud)
- 5: 国税局・税務署を調べる (Find tax offices)
- 6: 国税電子申告・納税システム (e-Tax)
- 7: タックスアンサー (Tax answers)
- 8: ホームページの使い方 (How to use the homepage)
- 9: Web-TAX-TV (Web-TAX-TV)
- 10: 税の学習コーナー (Tax learning corner)

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表)/Copyright(c)国税庁 案内図

関連リンク | English | 注意事項 | 個人情報保護方針 | 点字ファイル

### ⑤ 国税局・税務署を調べる

- ◆ 各国税局コーナーへの入口

### ⑥ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

- ◆ e-Taxをご利用いただく際の、「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税等をサポートするための情報を提供

### ⑦ タックスアンサー

- ◆ お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口

### ⑧ ホームページの使い方

- ◆ 初めて利用される方などへHPの使い方をご案内

### ⑨ Web-TAX-TV

- ◆ 税に関する情報をジャンル別に動画で解説したインターネットテレビ

### ⑩ 税の学習コーナー

- ◆ 税について楽しく学べる子供向けのページ
- ◆ 租税教育用教材

## (2) 租税教育

国税庁では、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて、支援を行っています。

租税教育は、社会全体として取り組むべきものとの考えの下、学校教育の場においては、各都道府県に設置した、国、地方公共団体、教育関係者などからなる租税教育推進協議会を中心に、広く関係民間団体の協力を得て、租税教室の開催や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

また、児童・生徒が自ら税に関する課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てる場として、東京上野税務署内に租税教育専用の施設「タックス☆スペースUENO」を設置して

います。税務署見学や税の学習を希望する全国の児童・生徒をはじめ、大学生・社会人など多くの方々にご利用いただいております。



タックス☆スペース UENO の風景

### 租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校和光校舎にある租税史料室では、日本の税に関する歴史的資料を網羅した唯一の専門施設として、数多くの貴重な所蔵史料を広く一般の方々に公開しています。

また、専門のスタッフが収集した史料の歴史的考察や、租税制度の研究も行っており、租税史研究に携わる専門家のみならず、中高生から社会人まで幅広い皆様にご利用いただいております。

なお、所蔵史料の解説など、詳しくは、国税庁ホームページ税務大学校コーナー <http://www.nta.go.jp/ntc/index.htm> をご覧ください。



租税史料室

## (3) 説明会

国税庁は、税に関する手続や税制改正の内容などについて、納税者に理解を深めていただくため、全国の税務署において説明会を開催しています。

具体的には、確定申告を行う納税者が申告書や決算書を作成するための説明会、源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行う

ためのさまざまな説明会を開催しています。

- 各種説明会の開催回数・参加人員  
(平成19年7月～平成19年12月)

各種説明会	
開催回数 (回)	17,991
参加人員 (千人)	939



## (4) 税務相談

国税庁は、納税者の税に関する疑問・相談に答えるため、税務全般について経験豊かな税務相談官などを全国の税務相談室に配置して、電話などにより、一般的な税務相談に対応しています。また、東京、名古屋、大阪の各国税局の税務相談室には、外国人のための英語による税務相談窓口を設けています。

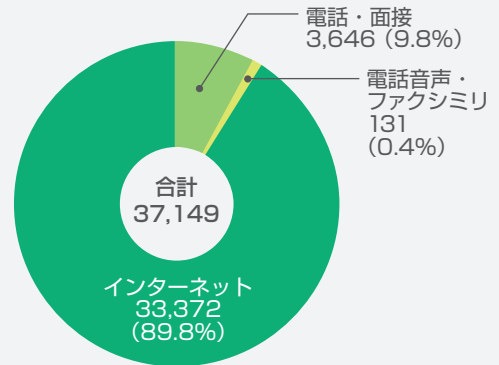
一方、これまで税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応していた電話相談について、原則として税目別の相談体制をとることにより、均一で、質の高い、迅速な回答をすることができるものと考えられることから、納税者の利便性のさらなる向上を図るため、国税局（国税事務所）ごとに設置する電話相談センターで集中的に受け付ける取組を進めています。

電話相談センターは、平成19年までに全国国税局（国税事務所）に設置されました。平成19年において、電話相談の集中受理は、全国524署のうち284署を対象としており、平成20年には全署に拡大すること

としています。

なお、電話では対応が難しい複雑で個別の事実確認が必要な税務相談などについては、所轄税務署で予約を受けた上で面接することとして、よりスムーズな対応に努めています。

● 税務相談室における税務相談の状況（平成19年度）  
（単位：千件、%）



## (5) 事前照会への対応

国税庁は、法令解釈通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供しています。

また、納税者が実際に行う取引などについての税法の適用が不明な場合は、税務署などで事前照会に応じえています。このうち、文書による回答を求める旨の申出があったときには、同様の取引についての税法上の取扱いが明らかになっていないなど一定の要件を満たす場合に、文書による回答を行っています。さらに、他の納税者にも役立つよう、その照会、回答の内容などを国税庁ホームページで公表しています。平成19

年度の文書による回答を求める照会件数は、60件となっています。

なお、文書回答手続の対象となる取引について、従来「実際に行われた又は確実に行われる取引」としていましたが、納税者の将来の取引について、税法の適用をあらかじめ明らかにするため、平成20年4月から「実際に行われた取引又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なもの」としました。併せて、照会者名などの照会者を特定する情報を原則非公表とするなど、納税者が利用しやすいように手続などを改正しました。

## (6) 納税者窓口関係事務の一本化

窓口事務をはじめ、税務署の部署別に行っている内部事務について、部署や税目といった垣根を取り払い、同種の事務を統合して一つの部署で一体的に処理する「内部事務の一元化」という施策に取り組んでいるところです。

現在、全国の税務署のうち61署において試行を実施しており、平成21年夏頃には、すべての税務署で実施することを目指しています。

例えば、現在、多くの税務署において納税者が納税

証明を請求されるときには、その種類（その1～その4）に応じ、個人課税部門、法人課税部門、管理・徴収部門などの各部門に請求書を提出していただいています。内部事務の一元化により、これらの請求が一つの窓口で行えるようになります。

また、納税証明書の請求のほか、申告書、申請書などの受付、税金の納付、税に関する一般的な相談については、一つの窓口で対応することとなりますので、納税者から見ても利便性が高まるものと期待しています。

## 2 e-TaxなどのITを活用した納税者の利便性の向上

国税庁では、申告納税制度が円滑に機能するように、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などITを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の利便性の向上を図っています。

### (1) e-Tax

e-Taxは、これまで書面で行われていた所得税、法人税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請、納税地の異動届出などについて、インターネットを通じて手続きが行えるものです。

また、納税についても、全税目についてペイジー(Pay-easy)<sup>1</sup>対応のインターネットバンキングやATMなどを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅やオフィスあるいは税理士事務所から申告や納税などの手続きを行うことが可能となり、さらに、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用すると、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行えるため、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

国税庁においては、「行動計画」に盛り込んだ普及のための各種施策を強力に推し進めてきました。

平成20年1月からの主な取組として、個人が、平成19年分又は平成20年分のいずれかの所得税について、e-Taxを利用して確定申告書の提出を行う場合、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して、提出期間内<sup>2</sup>に送信したときは、その年分の所得税の額から5,000円（その年分の所得税額を限度とします。）の控除を受けることができるようになりました。

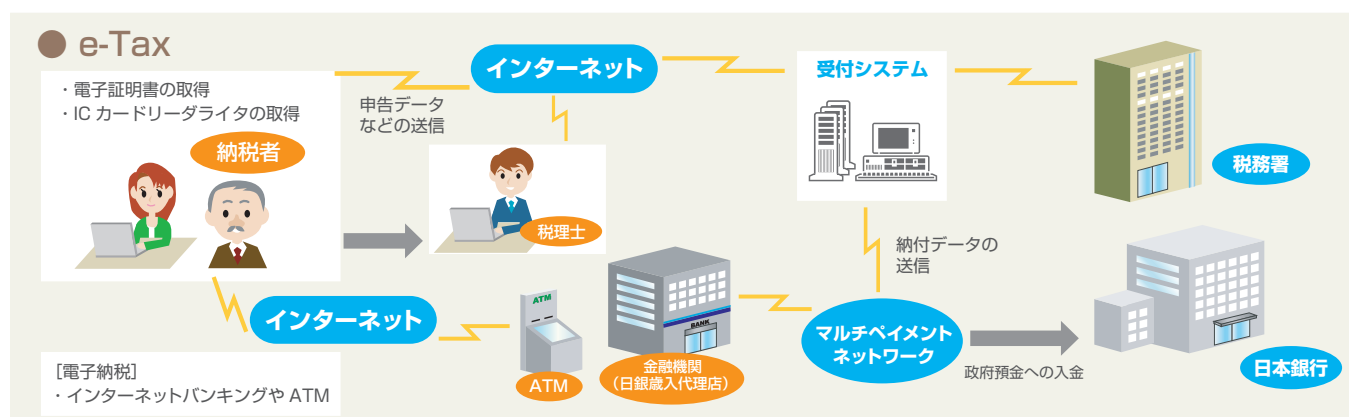
また、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票など一定の第三者作成の添付書類については、その第三者

作成書類に記載されている事項を入力して確定申告書と併せて送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができる<sup>3</sup>ようにするなど、納税者の利便性の向上を図りました。

さらに、e-Taxを利用するためには、事前に、「電子申告等開始届出書」を提出し、利用者識別番号を取得する必要がありますが、開始届出書をオンラインで提出された方には、利用者識別番号をオンラインで発行することとし、手続きの迅速化・簡素化を図ったほか、平成19年分の確定申告では、確定申告書等作成コーナーによる申告書の作成に加え、e-Taxの利便性も体験できるパソコンを税務署に設置し、来署納税者に実際に操作していただき、e-Taxの利便性を体験してもらうことで、翌年以降ご自宅などのパソコンからe-Taxを利用してもらうことを目的とした施策を導入したところです。

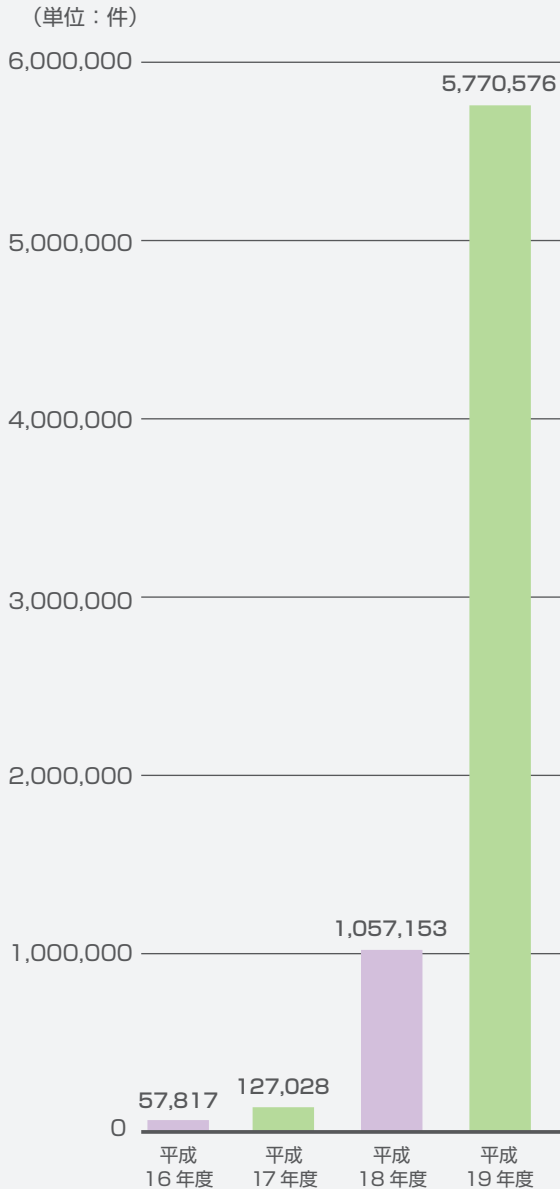
このほか、e-Taxの利用が集中する所得税の確定申告期については、24時間受付（通常期は、21時まで）を前年より前倒して実施しました。

これまで、多くの納税者や税理士から、e-Taxの利用に関するアンケートなどを通じて、さまざまなご意見やご要望をいただいております。今後、より一層の納税者の利便性の向上を図るため、利用者の視点に立った機能や運用の改善に取り組み、多くの納税者や税理士に利用していただけるシステムにしていきます。



- 1 「ペイジー」とは、これまで金融機関やコンビニエンスストアの窓口で支払っていた公共料金などを、金融機関のインターネットバンキングやATMから支払うことができるサービスをいいます。
- 2 平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は、平成21年1月5日から3月16日となります。
- 3 入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から3年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

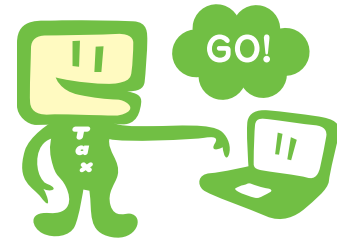
## ● e-Taxを利用した申告などの件数の推移



※ 計数は、「行動計画」におけるオンライン利用促進対象手続の利用件数の合計です。

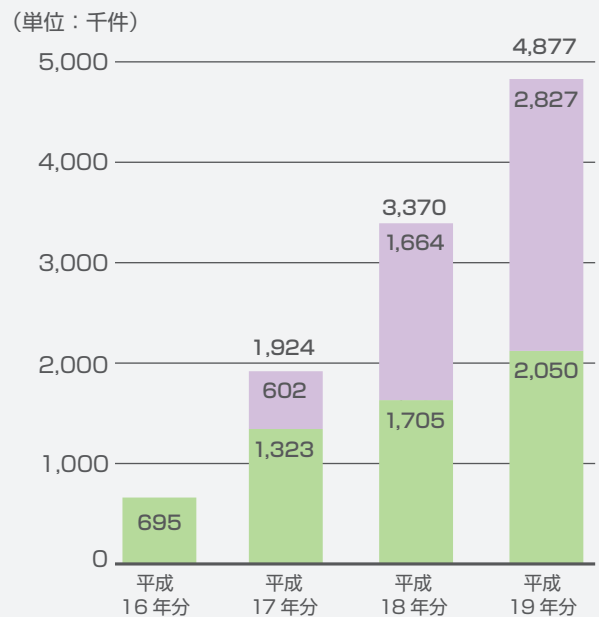
## 「イータ君」

「イータ君」は、e-Taxのイメージキャラクターです。名称は、e-Taxからとったものであり、デザインはe-Taxの「e」とパソコンの「モニター」の画面をモチーフにしたものとなっています。



## ● 確定申告書等作成コーナーで作成された申告書の提出件数の推移

- 申告書提出件数（税務署設置分）
- 申告書提出件数（ホームページ分）



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。  
 税務署設置分の確定申告書等作成コーナーは、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出件数は未把握です。  
 15年分以前の申告書提出件数は未把握です。  
 19年分の申告書提出件数は e-Tax を利用した件数を含みます。

## (2) 確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーは、パソコンの画面上に示された手順に従って入力すれば、所得金額や税額などが自動計算され、所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

さらに、e-Tax用の申告データも作成でき、作成したデータを当コーナーから直接e-Taxを利用して電子申告することができます（贈与税を除きます。）。

また、プリンターを使って申告書などを印刷すると、そのまま郵送などにより提出することもできます。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、利用件

数は年々増加しており、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成された申告書の提出件数は、平成19年分の確定申告期では、e-Taxにより提出されたものを含め、約205万件となっています。さらに、税務署などの相談会場に来られた方に翌年以降、相談会場に赴くことなく、ご自宅などのパソコンを利用して申告していただけるよう、相談会場にこのコーナーによる申告書の作成に加え、e-Taxの利便性を体験できるパソコンを設置し、できるだけ多くの方に利用していただけるよう努めた結果、これを利用して作成された申告書の提出件数は283万件となっています。



このコーナーは、自宅での申告書作成の促進やe-Taxのより一層の普及拡大にもつながるものと考えています。

このコーナーがさらに使いやすいものとなるよう、

引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

### 3 確定申告における利便性の向上

平成19年分の所得税の確定申告を行った申告者数は2,362万人であり、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。特に、還付申告者数は、1,200万人を超え、確定申告の半数以上を占めています。

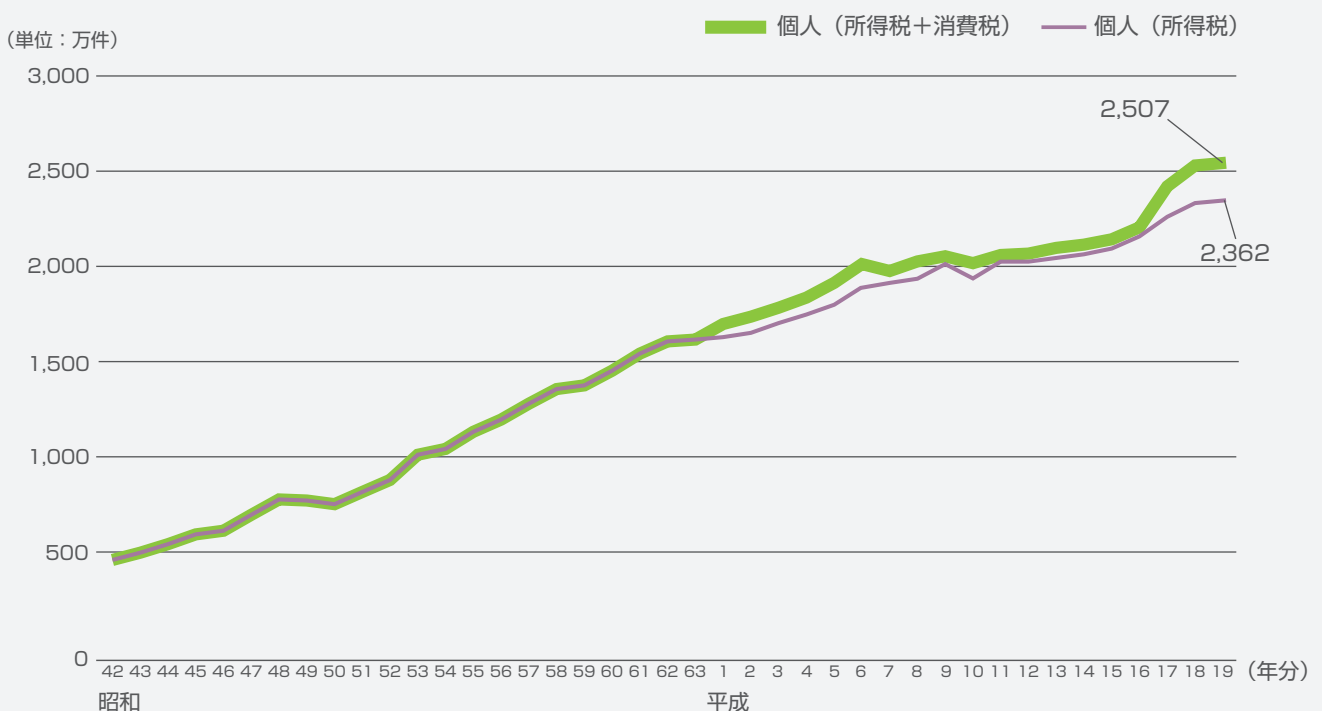
国税庁は、所得税の申告者数の増加、多様化に対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、従来にない良質なサービスを提供するように工夫しています。

#### (1) 自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を作成して、税務署に提出していただくことです。申告納税制度の原則からいっても、納税者が税の仕組みを理解し、自ら申告書を作成することは非常に重要であり、確定申告期に申告相談会場などに来られる納税者に対しても、自書申告をお願いしています。自書申告を一層定着させるため、平成13年分の確定申告から申告書の様式を全面的に改訂し、記載事項を簡素化しました。

今後も、多数の確定申告書の提出が見込まれていますが、より多くの納税者が自発的かつ適正に確定申告を行えるよう、前述のe-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ITを活用した施策を積極的に行うこととしています。また、申告相談の必要な納税者には、利便性の高い環境を設けて満足度を高めていただけるようにするとともに、限られた定員で申告事務を効率的に処理することとしています。

#### ● 個人申告件数の推移



## (2) 閉庁日における申告相談などの実施

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に2回、確定申告の相談などを実施しています。

平成19年分の確定申告期においては、前年の実績を踏まえつつ、複数の税務署が合同で署外に会場を設置するなどの見直しを行い、平成20年2月24日と3月2日に、228の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談などを行いました。

今回の2日間についてのアンケートの結果、サラリーマンを中心に医療費控除、住宅ローン控除などの相談が多く、利用された納税者からは高い評価を受けています。

今後の対応については、これまでの実績を十分検討して、平成20年分の確定申告期までに公表することとしています。

### 参 考 還付申告・更正の請求

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときには、還付申告をすることによって、納め過ぎた税金が戻ってきます<sup>1</sup>。

また、計算に誤りがあったために納税額を過大に申告した場合など、既に行った申告について、納税額が多過ぎた場合や還付金額が少なかった場合には、更正の請求<sup>2</sup>をすることができます。

国税庁では還付申告や更正の請求に対し、関係法令に基づき、適正かつ迅速な処理を図っています。

### 参 考 災害などにあつた場合

- (1) 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- (2) 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- (3) 災害などにより、財産に相当の損失を受けた場合や国税を一時に納付することが困難となった場合には、税務署長に申請し、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができます。

## 地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがありますので、納税者の申告手の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税（当局）と地方税（当局）との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告なども同一の手続で行うことができます。執行面では、多くの市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施しています。

1 一定の要件に該当する場合には、還付加算金が加算されます。

2 更正の請求は、定められた期間内に、誤りの内容などを記載した更正の請求書を税務署に提出することにより行います。

## 4 適正・公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、税金の申告・納付に関する的確な指導を行い、特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、さまざまな角度から厳正な調査を実施することとしています。

具体的には、KSK システムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容などを、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

### (1) 的確な指導の実施

国税庁は、申告が正しく行われているか、行われた申告の内容が適切かどうかなど、資料情報などに基づいて確認を行っています。その結果、申告していないことや申告内容に誤りがあることが分かった場合には、

修正申告などを求めます。これらに応じていただけない場合は、税務署長の権限により、更正<sup>1</sup>や決定<sup>2</sup>を行っています。

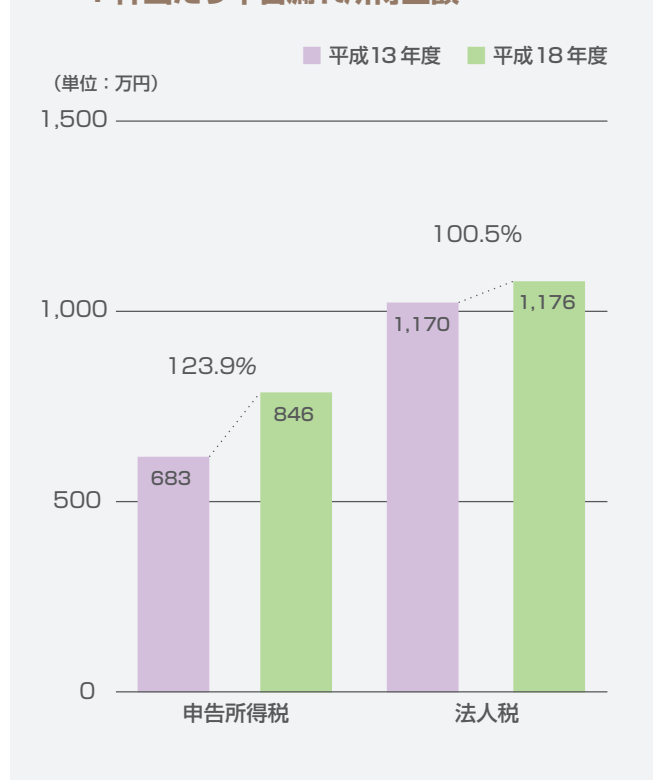
### (2) 悪質な納税者に対する厳正な対応

申告納税制度を円滑に実施し、適正・公平な課税を実現するため、国税庁には税務調査を行う権限が与えられています。税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成18年7月から平成19年6月までの1年間においては、申告所得税は846万円<sup>3</sup>、法人税は1,176万円となっており、これを5年前の実績と比較すると、実地調査1件当たりの申告漏れ所得は増加しています。

このような調査実績を踏まえると、できるだけ調査件数を確保していくことが適正・公平な課税のために不可欠であります。申告が適正でないと認められる納税者を的確に選定し、調査することにより、悪質な納税者などに絶えず監視の目を光らせることは、善良な納税者の納税意欲を高め、広い意味で納税者に対するサービスにつながるものと考えています。

#### ● 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額



1 「更正」とは、申告などにより既に確定している税額などが過大又は過少であるときに、国税庁がその内容を変更するために行う手続きをいいます。

2 「決定」とは、申告書を提出しなければならない者が、提出期限までに申告書を提出していないため、国税庁がその税額などを確定させるために行う手続きをいいます。

3 実地調査のうち、特別・一般調査に係る金額です。



## 参 考 税務調査について

国税庁においては、適正申告の実現を図るため、納税者に対して、的確な調査・指導を実施することとしています。

### (1) 調査の事前通知

調査に際しては、納税者の都合を伺うため、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により通知しています。ただし、ありのままの事業実態などの確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。なお、事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割実施しています。

### (2) 調査の進め方

税務調査のため、職員が納税者の住居や事務所に伺う際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。

税務調査の際、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類などを提示していただき、申告内容や帳簿書類などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めることとしています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。

なお、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち合わせることができます。

### (3) 調査終了後の対応

税務調査において申告内容に誤りが認められた場合、納税者に申告の誤りの内容、納付すべき税額、延滞税及び過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税などについて説明することとしています。

申告内容の誤りを訂正するための修正申告を勧める際には、「修正申告等について」という書面を用いて、修正申告に係る異議申立てや審査請求ができないことや延滞税及び加算税について説明をしています。また、今後の申告や帳簿書類の記帳などに関して指導事項があるときは、その内容についても説明を行い、税務調査を契機に納税者が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう図っています。

なお、納税者が修正申告などの勧めに応じない場合には、税務署長が更正又は決定を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付しています。

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合、次のような対応をとっています。

- ① 申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もないときには、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付しています。
- ② 修正申告などには至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録、保存に関して指導事項があるときには、その内容について説明を行っています。また、税務調査が終了したことを明確に伝えています。

## 参考 情報の厳正な管理

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、お話を伺う場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

なお、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、国税庁の保有する納税者情報の厳正な管理についても一層の徹底を図っています。

## 参考 加算税・延滞税の取扱いと免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納付をしていない場合、申告所得税や法人税などのほかに延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税のかかる場合があります。

### ● 延滞税

納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年 4.7%（平成 20 年の場合）※
納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年 14.6%

※ 金融情勢により年ごとに変動する場合があります。

### ● 加算税

	通常の場合	仮装隠ぺいがあった場合
期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税（10%又は15%）	重加算税（35%）
期限内の申告がない場合	無申告加算税（15%又は20%）	重加算税（40%）

なお、納税者に帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税又は無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合や国税職員の誤った申告指導などによって、納税者が申告又は納付することができなかったなど一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部を免除しています。国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

## (3) 資料情報

国税庁では、税法などの規定により提出が義務付けられている給与所得の源泉徴収票や利子等の支払調書のほか、調査などの際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、さまざまな資料情報の収集を行っています。

国税庁で収集した資料情報は、現在、年間1億8千万件に上っており、これらの情報と申告に関するデータ

を一元的にKSKシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

また、近年の経済社会の広域化、国際化、高度情報化などに対応するため、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外の企業との取引、海外投資に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。

## (4) 広域的に事業展開する企業グループへの対応

企業は子会社や支店などを設立することによって幅広く事業展開を図っており、国税庁としては税務調査をどのように行うのが課題となっています。

企業グループ（連結申告を行っている法人グループを含みます。）を調査する場合、まず、グループの全ぼうを把握した上で、グループ間取引を利用して不正な税務処理などが行われていないか、十分な実態把握を行うことが非常に重要です。海外に設立された子会社などに関しては、国際課税上の問題を検討することが必要になってきます。また、子会社などの実態を十分に把握するためには、現地の経済情勢や地域とのつな

がりなども貴重な情報になります。

広域的に事業展開する企業グループの調査に当たっては、親会社と調査必要度の高い子会社などについて、全国の国税局（所）・税務署のネットワークを活用して、緊密な連絡・調整を図りながら、全国規模で連携した調査を行うなどの対応をとっています。

企業の事業展開の広域化は、国際化や高度情報化と並んで近年著しく進展しています。国税庁は、今後とも、企業グループに対する調査を重要な課題の一つとして対応していきます。

### 連結納税制度

企業がグループとしての事業活動を展開し、企業開示が連結財務諸表を中心として行われる中で、法人税法でも、平成14年度の税制改正で、連結納税制度が創設されました。

平成14年8月に施行された連結納税制度は、企業グループをあたかも一つの法人としてとらえて法人税を課税する制度です。国税庁は、承認申請や連結申告などが適正に行われるように、事前照会への対応、承認申請の審査に係る事務処理体制を整備しています。平成19年6月末時点で連結納税の承認を受けている連結グループは、724グループ（親・子合計7,187法人）で、毎年100グループ程度増加しています。また、連結グループに対する調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署の間で緊密な連絡、協調体制を確立して一体的な調査を行い、平成18年7月から平成19年6月までの1年間においては80グループに調査を実施しました。

#### ● 連結納税に関する申告状況

連結申告の状況	申告件数	581件
	黒字申告割合	41.5%
	申告所得金額	33,791億円

※ 平成18年7月～平成19年6月の間に連結申告した法人の計数です。



## (5) 電子商取引への対応

近年、インターネットを利用した取引は著しく拡大し、国境を越えた電子商取引が個人レベルでも日常的に行われ、電子マネーや電子決済の利用も急速に増加するなど、電子商取引の形態は、ますます多様化しています。

国税庁は、このような電子商取引の取引自体に関する情報収集と取引当事者の把握を図るため、全国の国

税局に「電子商取引専門調査チーム」を設置しています。このチームは、電子商取引事業者などに関する情報を専門的に収集し、収集した資料に基づいて税務調査を行い、調査手法などの開発や蓄積に取り組むとともに、全国の国税局(所)・税務署の職員に対して、収集した資料や各種の調査手法などに関する情報を提供しています。

## (6) 査察

一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追究するため、強制的権限を行使するなどして犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づき検察官に告発し、公訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追究し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度を維持するという重要な使命を担っています。

経済取引の広域化、国際化はもとより、最近の金融環境の変化などにより、脱税手段が複雑・多様化していますが、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、大口で悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発を行っています。

平成19年度においては、220件の査察調査に着手し、158件を検察官に告発しました。脱税総額は約353億円、告発事件1件当たりの脱税総額は1億9,500万円となっています。

脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものが目立っていました。

また、海外取引に関連した脱税、消費税についての脱税、無申告の脱税事例なども見られました。

なお、平成19年度中に一審判決が言い渡された事件は189件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は16.1か月、罰金額は約3,100万円となっています。執行猶予の付かない実刑判決は22人出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

### ● 査察調査の状況

年度	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額(うち告発分)	1件当たり脱税額(うち告発分)
18	231件	221件	166件	30,398(27,755)百万円	138(167)百万円
19	220件	218件	158件	35,340(30,888)百万円	162(195)百万円

※ 脱税額には、加算税を含みます。

### ● 査察事件の判決の状況

年度	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決人数 ③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
18	160件	160件	100.0%	14人	107百万円	16.4月	27百万円
19	189件	189件	100.0%	22人	127百万円	16.1月	31百万円

※ ③～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

犯則税額とは、偽りその他不正の行為により免れた税額をいいます。

## 5 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

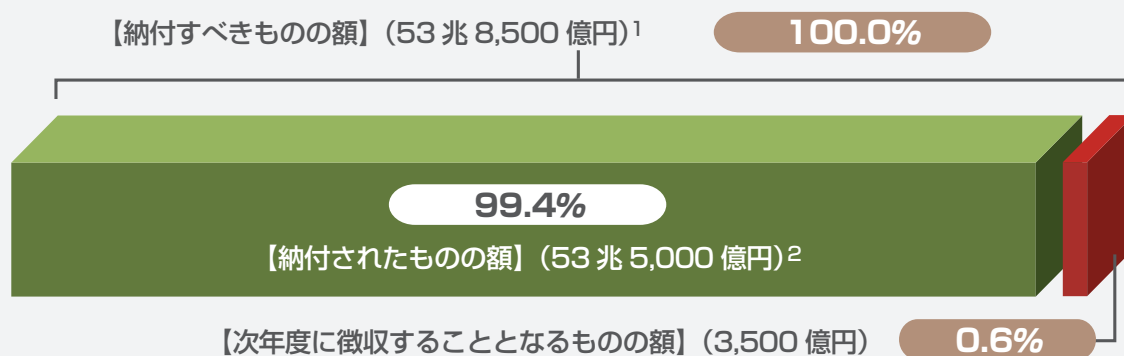
申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成18年度は、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）約53兆8,500億円に対し、年度内に納められた税金は約53兆5,000億円であり、その収納割合は99.4%でした。

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら納期限までに納付する申告納税制度を原則としています。したがって、誤って納期限を過ぎてしまうことがないよう広報に努めるほか、継続的に申告・納付を行う申告所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口

座からの振替納税が利用できることを案内していません。さらに、平成16年からは、e-Taxによって自宅やオフィスでの国税の納付が可能となり、平成20年1月からは、新たにコンビニでの納付を開始するなど、納税者サービスの向上を図っています。

また、前回、納期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限内納付を呼び掛けたり、誤って期限を過ぎてしまった納税者などには、督促前に電話で連絡するなど、滞納の未然防止を図っています。

#### ● 国税の収納状況（平成18年度）



1 申告などにより課税されたものの額（徴収決定済額）

2 納付されたものの額の内訳

- ・督促状発付までに納められたものの額（98.3%）【52兆9,500億円】
- ・平成18年度中に整理されたものの額（1.0%）【5,500億円】

## (2) 滞納圧縮への取組

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成18年度末時点の滞納税額は約1兆6,844億円となっています。

滞納を放置することは、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらし、申告納税制度が目指す自主申告・自主納付という原則を揺るがしかねないことから、納税者の個々の実情も踏まえた上で、厳正・的確な滞納整理を図っています。

国税が納期限までに納付されず、督促状による督促を行い、さらに、必要に応じて文書や電話などにより納付を促しても、なお納付されないときは、財産の差し押えなどを行います。ただし、納税者が災害や病気、又は経済的事情による休業などにより、一時的に納付が困難な場合には、納税を緩和する措置として、分割での納付を認めるなど、納税者の実情に即した対応

を行います。

国税庁は、組織を挙げて滞納発生 of 未然防止に取り組むとともに、滞納整理に当たっては、消費税滞納と大口・悪質滞納に対して優先的・重点的な取組を行い、また、新規に発生した滞納事案については、集中電話催告センター室を活用するなど、効果的・効率的に整理促進を図っています。さらに、差し押さえた財産について、「インターネット公売」など、様々な方法により公売を実施して、滞納の圧縮に努めています。その結果、年度末時点の滞納税額は、平成11年度以降8年連続減少しています。

また、滞納処分の執行を免れる目的で、財産を隠ぺいしたり処分するなどの特に悪質な滞納者については、捜査当局に対し、滞納処分免脱罪による告発を行っています。

### 国税のコンビニ納付の実施

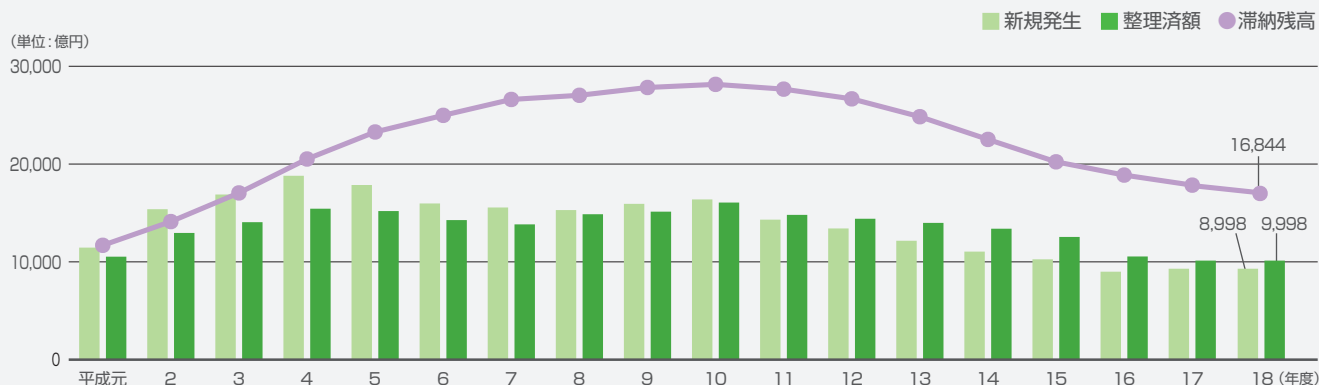
国税のコンビニ納付については、平成20年1月21日から国税庁長官が指定する納付受託者（コンビニ）の店舗において取扱いを開始しています。

このコンビニ納付の導入により、納税者にとっては、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても納税手続が可能となるほか、従来の約40,000箇所の金融機関に加え、新たに40,000箇所を超えるコンビニ店舗で国税の納付手続が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られています。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行します。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

### ● 租税滞納額などの推移





### (3) 集中電話催告センター室

集中電話催告センター室では、滞納者に対しコンピュータシステムにより自動的に電話をかけ、職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、納付の催告を行っています。平成18年7月か

ら平成19年6月までの1年間の催告対象約82万者のうち、約55万8,000者(68.0%)が完結などに至っており、滞納整理の効率化に役立っています。



集中電話催告センター室の様子

### (4) 的確かつ効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年からシステム化を図ってきましたが、平成13年にKSKシステムが全国の税務署に導入され、その後は統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の納付については、所得税を中心に年間約4,500万件あり、その大半が金融機関の窓口や口座振替で行われています。この大量に発生する納付を効率的に処理するため、日本銀行による納付書のOCR処理<sup>1</sup>など、金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図るとともに、申告所得税と個人事業者の

消費税について磁気テープ交換による口座振替、いわゆる振替納税<sup>2</sup>を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年に磁気テープによる振込処理のペーパーレス化・集中化を開始し、平成18年9月からは、オンライン化を開始するなど、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付を図るなど、サービス向上を図っていきます。

1 「OCR 処理（光学式文字認識処理）」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、これによりペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、口座振替の処理を行って、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

## 6 税理士制度

申告納税制度が円滑に機能する上で、税理士制度は重要な役割を果たしています。

税理士は、納税義務者を援助することなどをその職務とする、税務に関する職業的専門家であり、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という公共的な使命を担うことが税理士法において規定されています。平成20年3月末で、全国で70,664人の税理士が登録を受け、また1,548の税理士法人が設立されています。

納税者にとって、税理士に申告書の作成を依頼したり、税理士の専門的な助言に基づいて申告を行ったりするなど、税理士が提供するサービスを利用することにより、納税義務を適正に実現することが可能であり、申告者数が大幅に増加するなどの状況の変化の中で、税理士の役割はますます重要になっています。

また、法人企業や個人事業者では、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士に依頼したり、助言を受けるケースが多く、税理士は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

このような税理士となるためには一定の資格要件が必要であり、① 税務代理、② 税務書類の作成、③ 税務相談の各業務は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされており、同時に、税理士に対しては種々の義務と責任が課されています。

国税庁は、各税理士会や日本税理士会連合会とも緊密な協力を行いながら、税理士の業務の適正な運営と税理士制度に対する国民の信頼の確保に努めています。

### (1) 書面添付制度の推進

平成13年5月の税理士法改正（平成14年4月1日施行）により、税理士からの意見聴取制度が拡充され、新たな書面添付制度が導入されました。この制度は、税理士が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。具体的には、税理士が、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができるようにするとともに、この書面が添付されて

いる申告書を提出した納税者について税務調査をしようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出や信頼される税理士制度の確立に結びつくものであり、ひいては税務行政の円滑化が図られますので、国税庁は、この制度を尊重し、推進することとしています。

### (2) e-Taxなどの利用促進

国税庁の当面の最重要課題として取り組んでいるe-Taxの普及において、税理士の果たす役割が極めて大きいことを踏まえ、日本税理士会連合会においては、自主的な目標を掲げて、税理士のe-Tax利用の推進に取り組んでいます。

国税庁も、税理士によるe-Tax利用の普及拡大を重

視しており、平成19年1月から、税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Taxへ送信する場合の納税者本人の電子署名の省略を可能とするとともに、各税理士会と協力して、e-Taxなどの説明会の開催や講師派遣を行っています。

### (3) 税理士などに対する的確な指導監督

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、国税庁は、税理士に対する指導監督を行っており、これを円滑に実行するため、税理士会などとの間で協議会を設けています。このような場も含め、あらゆる機会を活用して注意喚起を行うなど、税理士の非行の未然防止を図るとともに、各種情報の収集や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為をしている税理士などに対しては懲戒処分を行うなど厳

正に対処しています。

また、平成20年3月には、これらの処分の透明性を確保するなどの観点から、税理士などに対する処分基準について、「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を取りまとめて公表するとともに、懲戒処分の対象となった者について、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表することとしました。

## 税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、税理士会の支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする、税理士法に定められた団体で、現在、全国に15の税理士会があり、税理士と税理士法人は、その事務所の所在地を管轄する税理士会の会員になっています。

各税理士会では、① 会員の資質の向上、業務の改善・進歩に資するための研修、② 小・中・高校での租税教室への講師派遣を通じた社会貢献、③ 小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で一の団体であり、税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務を行っています。

日本税理士会連合会では、これらの事務に関して必要な事項について、税理士会とその会員に対して指示したり、税理士に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp> をご覧ください。



## 7 関係民間団体との協調

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体のご協力をいただき、税に関する情報が各団体を通じて納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの普及活動や「税を考える週間」における各種行事の共同開催などの推進により、各団体間の連携・協調の強化を図っているところです。

### 青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。現在、全国に約3,800の会があり、会員数は約103万人となっています。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

### 法人会

法人会は、税知識の普及や、適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として結成された団体です。現在、財団法人全国法人会総連合と都道府県単位の連合会を含む社団法人としての法人会が483会あり、会員数は約107万社となっています。各法人会では、税の講習会、研修会の開催や企業経営、社会の健全な発展に貢献するための運動など幅広い活動を行っています。詳しくは、財団法人全国法人会総連合のホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp> をご覧ください。

### 間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。現在、全国に565団体があり、会員数は約9万8,000名となっています。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ <http://www.kanzeikai.jp> をご覧ください。

### 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在、約6万4,000組合があります。納税貯蓄組合では、振替納税や期限内完納の推進を図り、税法研修会の実施や中学生の「税についての作文」の募集など幅広い活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ <http://www.zennoren.jp> をご覧ください。

### 納税協会

納税協会は、税知識の普及や、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。現在、財団法人納税協会連合会と社団法人として83の納税協会があり、会員数は個人・法人合わせて約27万人社となっています。各納税協会では、税知識の普及のための広報活動や各種説明会の開催など青色申告会と法人会の両団体と同様な活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ <http://www.nouzeikyokai.or.jp> をご覧ください。

## Ⅲ IT化時代の税務行政

ITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化、透明性の向上を図ります。

行政分野へのITの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性、透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、政府全体として、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組を行ってきています。

また、これらの取組を踏まえつつ、平成18年1月に「世界一便利で効率的な電子政府」の実現を掲げる「IT新改革戦略」が策定され、さらに平成18年8月には「電子政府推進計画」（平成19年8月改定）が策定され、利用者視点に立ったオンライン利用促進、全体最適化を目指した業務・システムの最適化に取り組んでいくこととしています。

国税庁においても、これらに掲げられている施策を着実に実施しており、IT化時代に対応した税務行政の推進に取り組んでいます。

今後の情報ネットワーク社会の重要な基盤となる国民のインターネットの利用人口は、平成18年末でおよそ8,754万人と推定され、国民生活の中でインターネットの普及が着実に進んでいます。

IT新改革戦略においては、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」のために、いつでも、どこでも利用できるネットワーク社会の形成と、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指しています。国税庁では、インターネットを利用してオンラインで申告・納税を行えるようにしたe-Taxを今後の税務手続の中心を担うシステムと位置づけ、その利便性の一層の向上と普及の推進を図っています。

### (1) 業務・システムの最適化

国税庁では、納税者利便性の充実のためのITの活用と併せ、ITの高度利用を前提とした事務の見直しを進めており、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達透明性の確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成20年5月改定）を策定・公表し、国税関係業務・システムの最適化に取り組んでいます。

基本理念のうち、事務処理の簡素化・効率化の観点では、内部事務の一元化の実施に向けた試行や税務相談の電話相談センターへの集中化を実施するとともに、システムの高度化の観点から、調査・滞納整理の一層の充実を図るため、経済社会の国際化・高度情報化に対応するシステム改善を実施するなど情報セキュ

リティに配慮しつつ、国税関係システムの高度化に取り組んでいます。

また、納税者の利便性の向上などの観点では、e-Taxを利用した所得税の確定申告手続における「源泉徴収票」や「医療費の領収書」などの第三者作成書類の添付省略、利用者識別番号のオンライン発行などe-Taxの機能・運用の改善やコンビニでの納税を可能とする国税の納付手段の多様化を図りました。

さらに、経費削減などの観点では、KSKシステムを互換性の高いシステムに移行するオープンシステム化、採用するソフトウェアの汎用製品化、機器更新を行う際の機器の統合などを推進しています。

このような業務・システムの最適化に取り組むことにより、行政運営の簡素化、業務効率や納税者利便性の向上を図るとともに、適正かつ公平な課税の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンス（法令遵守）の向上を目指しています。

## (2) オープンシステム化

国税庁では、KSKシステムについて、経費節減と調達における透明性の確保の観点から、広く複数メーカーの製品を取り込めるようなシステム（オープンシステム）への移行に取り組んでいます。

具体的には、KSKシステムは、納税者情報管理、債権管理、所得税、法人税、資料調査など24業務システムから構成されていますが、このうち平成15年度に実施した「KSKシステム刷新可能性調査」において、

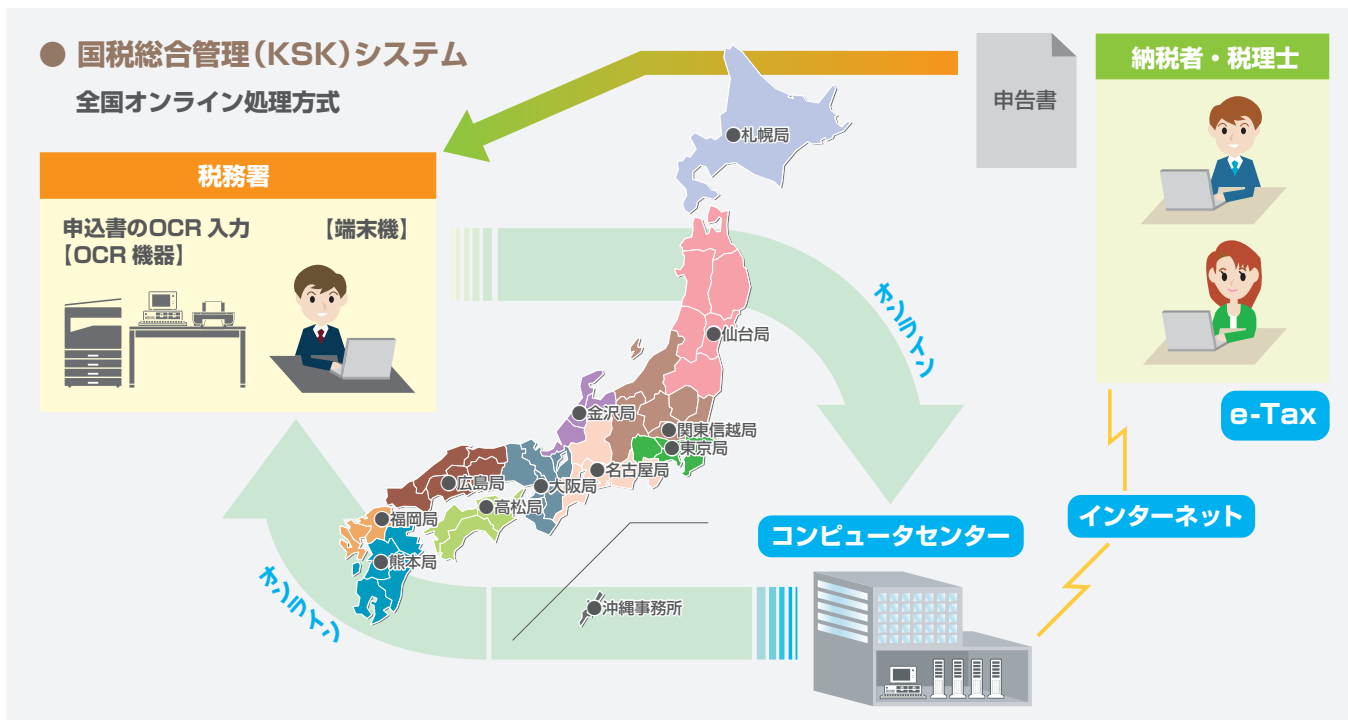
オープンシステム化が適しており、かつオープンシステム化を行うことによって一定のコスト削減が見込まれるとされた15業務システムについて、段階的にオープンシステム化に取り組んでいます。

平成18年度までに6業務システムをオープンシステム化し、さらに平成22年度までに6業務システムのオープンシステム化を行うこととしています。

### システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、国税関係システムの安定的な運用を図っています。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を保有・蓄積することから、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、情報セキュリティ訓令を定めてその徹底を図り、さらには、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的実施し必要な対策を講ずるなど、セキュリティの確保に努めています。



### KSKシステム

KSKシステムは、全国の国税局・沖縄国税事務所と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

平成2年から本格的な開発を開始し、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国での運用を開始しています。



# IV 国際化時代の税務行政

各国の税務当局と協調を図るなど  
国際化時代に対応した税務行政を推進しています。

経済社会のボーダーレス化の一層の進展により多国籍企業などによる国境を越えた多様な経済行動が生じ、これに伴い、一国の税制・税務行政の在り方が他国の税制・税務執行に大きな影響を与えるなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。各国の税務当局にとって、このような環境の変化に伴い発生する、国際的な租税回避や二重課税のリスクの排除などが大きな課題となっています。このため、国際取引について各国共通の課税ルールを整備し、各国税務当局間の協力や経験の共有を図ることが必要です。国税庁は、各国との間で相互信頼・協力を強めて、税務行政の国際化に積極的に対応するとともに、国際的租税回避や移転価格の問題などに的確に対応するべく、調査体制の充実・強化を図っています。

## 1 国際的な取引への対応

国際的な取引を利用した脱税や租税回避などに対しては、我が国の課税権の確保という観点から、税務調査を通じて事実関係を的確に把握した上で、適正な課税を行うこととしています。このため、国際税務専門官の増員やプロジェクトチームの設置など、調査体制の充実を図るとともに、海外への資金の流れの把握や租税条約に基づく情報交換の活用など、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料情報の収集を図っています。また、海外に所在する関連企業との取引価格を通じた移転価格の問題についても、税務調査を通じて適切に対応しています。

### (1) 国際課税に係る調査体制

企業や個人の国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、国際課税に係る調査の重要性が高まっています。

このため、国税庁では、国際税務専門官を増員するとともに、東京・大阪・名古屋・関東信越国税局に国際調査課を設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。最近では、国際的な課税問題のすそ野が、大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、個人富裕層にも広がってきていることから、前述の4つの国税局に「国際化対応プロジェクトチー

ム」を設置し、租税回避スキームの把握・実態解明、海外金融資産の保有などに関する情報の把握にも取り組んでいます。

また、平成19年7月からは、複雑な課税問題に対処するために、法務・金融の専門家を任期付職員（国際税務専門官）として採用しています。

さらに、職員の研修機関である税務大学校において、国際租税法や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図っています。

## (2) 国際的租税回避スキームへの対応

各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避が問題となっています。国際的租税回避には、金融や法律・税の専門家などが関与し、匿名組合契約、パートナーシップ、LLC (Limited Liability Company) といったさまざまな事業体や新たな金融手法を駆使した複雑なスキームが用いられています。

このような租税回避スキームに対しては、適正・公

平な課税を実現するという観点から、あらゆる機会を通じてその取引の把握と実態解明に取り組み、課税上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、納税者にとって不公平が生じることのないよう、厳正に対処することとし、現行法令の下では対応困難な租税回避スキームについては、担当部局に対して制度の整備を求めることとしています。

## (3) 移転価格問題への対応

企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を第三者との通常の取引価格と異なる金額に設定することにより、国内の利益を海外に移転することが可能となります。移転価格税制とは、このような海外の関連企業との間の取引を通じた所得の国外への流出を防止するため、その移転価格を通常の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）に算定し直して課税する制度です。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の対象となる取引が増加し、その内容も複雑になってきています。国税庁としては、こうした経済情勢などの変化に的確に対応し、我が国の課税所得の国外への流出を防止するため、移転価格税制の的確な執行を通じ、適正な国際課税の実現に努めるとともに、執行の透明性や納税者の予測可能性を確保するため、運用の明確化や事前確認の利用環境整備を図っています。

### ① 運用の明確化

これまで、法令解釈通達や事務運営指針の整備・改正を通じて、移転価格税制の適用基準やその執行方針の明確化を図っているところですが、平成19年6月には、納税者の予測可能性を高める観点から、「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」において、無形資産取引及び役務提供に関する判断基準を新たに示すとともに、その別冊として、一定の前提条件の下での移転価格税制上の取扱いを示した「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」を新たに作成し、意見公募手続（パブリック・コメント）を経て公表しました。

### ② 事前確認

納税者の申出に基づき、海外の関連企業との取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局が事前に確認するもので、近年の国際取引の増加を反映し、事前確認の申出件数が増加しています。国税庁としては、納税者が事前確認手続を円滑に利用できるよう、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談を行っており、各国税局に事前相談の担当窓口を設けているほか、事前確認や事前相談の手続の概要をホームページに掲載するなど、事前確認の利用環境整備を図っています。

なお、平成19年4月から、移転価格税制の特質にかんがみ、二国間の協議で合意が得られるまでの間、二重課税に伴う負担を軽減するため、納税を猶予する制度が導入されました。

### 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集

参考事例集においては、これまでの課税実績などを参考として、特許・ノウハウなどの無形資産を伴う取引に関する事例を中心に計26事例を採り上げ、事例ごとに取引関係図、事業概況、国外関連取引、機能・活動を前提条件として示した上で、移転価格税制上の取扱いのほか、調査・審査担当者の着眼点・チェックポイントなどを示しています。

## (4) 租税条約に基づく情報交換

国際取引においては、二重課税リスクも問題ですが、どこの国からも課税を受けない課税の空白も問題です。各国税務当局はそれぞれ国際課税に対する取組を強化してさまざまな租税回避スキームに対応していますが、適正・公平な課税を実現するためには国外の情報を適切に収集することが不可欠です。このような観点から、各国とも租税条約に基づく情報交換の拡充に力を入れています。

我が国においても、平成15年度及び平成18年度の税制改正により、犯則調査を含めた情報交換に関する

法令が整備されました。また、平成19年7月には、国税庁国際業務課に情報交換係を新設し、相手国からの要請に迅速に対応しつつ、我が国からも積極的に協力要請を行っていくための体制を整備しました。

また、日本・アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスが加盟する国際タックスシェルター情報センター（Joint International Tax Shelter Information Centre）では、二国間租税条約の情報交換規定に則し、租税回避スキームの解明に積極的に取り組んでいます。

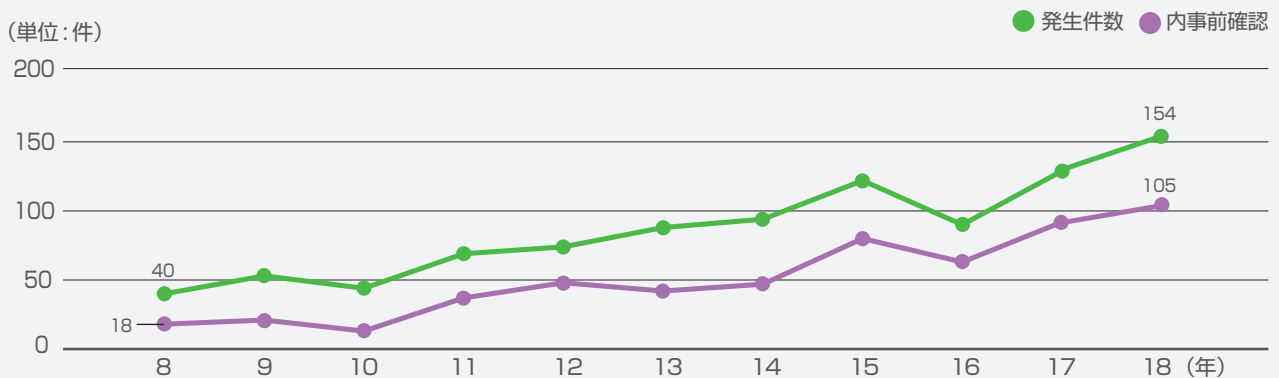
## 2 相互協議

国税庁では、租税条約に基づく相互協議<sup>1</sup>の制度を活用して国際的な二重課税の防止などの課税問題の円滑な処理を図っています。

相互協議の発生件数は近年増加傾向にあり、その9割以上が移転価格に関するものです。また、移転価格に係る協議のうち、最近では、事前確認に係る協議が増加しています。平成18年7月から平成19年6月までの1年間に154件の相互協議事案が発生し、うち移転価格に関するものは140件、そのうち移転価格に関する事前確認に係るものは105件でした。これを10年前と比較しますと、相互協議件数で約4倍、事前確認に係る相互協議件数で約6倍になっています。

相互協議件数にあわせて相互協議相手国数も増加してきており、10年前には12か国でしたが、平成19年6月末では25か国に増加しています。同様に、相互協議を伴う事前確認については、昨今は、アジア諸国などこれまで事前確認の経験のなかった国との間でも増加してきています。国税庁では、これら相互協議事案の適切で迅速な解決に向け、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的に協議を進めるようにしています。

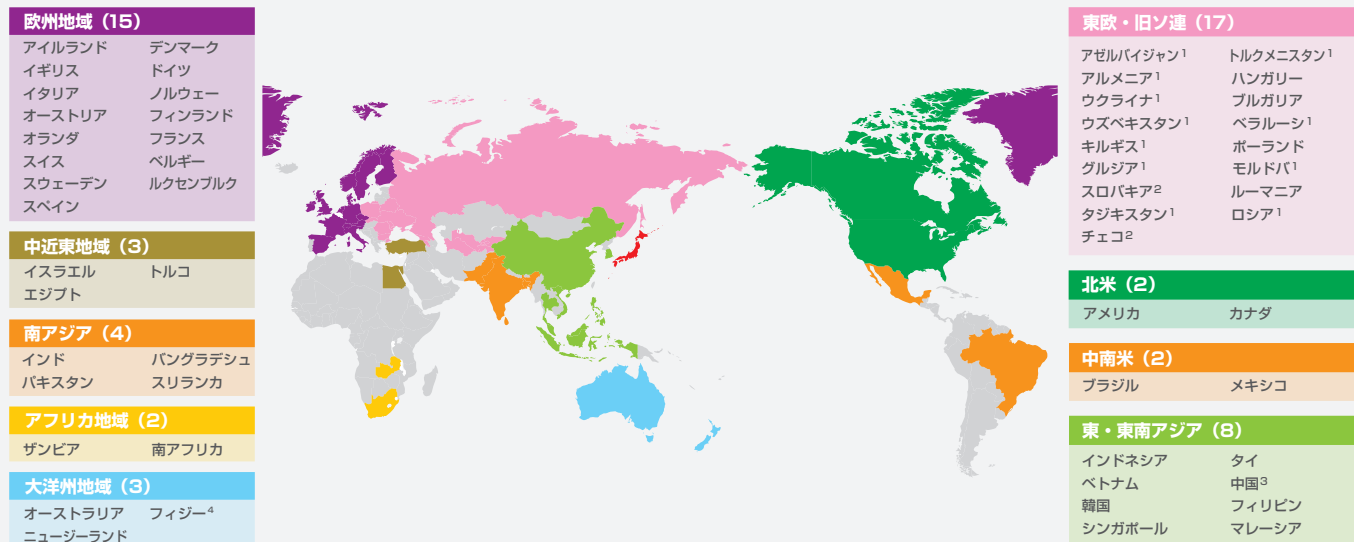
### ● 相互協議事案発生件数の推移



※ 各年は、7月～翌年6月の1年間の計数です。

1 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。我が国が締結している45の租税条約（適用対象国56か国）すべてに、相互協議に関する規定が置かれています。

## ● 我が国の租税条約ネットワーク（45条約、56か国適用／平成20年4月現在）



- 1 旧ソ連との条約が継承されています。2 旧チェコ・スロバキアとの条約が継承されています。3 香港、マカオには適用されません。  
4 フィジーにはイギリスとの旧条約が継承されています。

# 3 各国税務当局との協力・協調

## (1) 開発途上国に対する技術協力

国税庁は、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。国際協力機構（JICA）の協力の下、国際税務行政セミナー（ISTAX）や国別プロジェクトを実施し、特に税務調査、納税者サービス、組織管理などの分野について、ASEAN 諸国などへ当庁職員を専門家として派遣するほか、外国税務当局の職員を日本に招き、研修を行っています。また、経済協力開発機構（OECD）やアジア開発銀行（ADB）が行うセミナーなどの技術協力活動にも積極的に貢献しています。このような技術協力活動は、我が国の税務行政に関する経験やノウハウの移転を通じて開発途上国の税務行政の改善に貢献するとともに、

地域全体の税務行政の向上や協力関係の強化にも資すると考えています。



国税庁実務研修

### 技術協力の概要

#### 1. 専門家としての職員派遣

##### (1) 長期派遣

国税庁の実務や経験を踏まえ、その国の税務行政の改善に資する継続的なアドバイスを提供するため、相手当局へ長期間常駐する専門家として当庁職員を派遣しています。平成19年度は、インドネシア、マレーシア、ベトナムに派遣しました。

##### (2) 短期派遣

開発途上国の税務当局のニーズを踏まえ、税務調査、国際課税、職員研修などの分野について、当庁職員を専門家として短期派遣しています。平成19年度は、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナムなどへ派遣しました。



## 2. 国内における研修の実施

### (1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

ISTAXとは、政府開発援助 (ODA) の一環として、JICA と協力して、アジアを中心にアフリカ、中南米などの税務職員を対象に、日本の税制・税務行政に関する専門知識・技術などについて研修するセミナーです。このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コース (参加人員: 約 20 人、研修期間: 約 2 か月) と幹部職員を対象とした上級コース (参加人員: 約 10 人、研修期間: 約 1 か月) があります。

### (2) 外国税務職員に対する短期研修

日本と関係の深いアジア諸国に対しては、各国のニーズにより的確に対応するため、それぞれの当局からの要望に沿った短期研修 (研修期間: 1~3 週間) を実施しています。平成19年度は、カンボジア、インドネシア、モンゴル、タイ、ベトナムなどに対して国別の研修を実施したほか、アジア地域の複数国が共同で参加するアジア国際課税研修も実施しました。

### (3) 留学中の外国税務職員に対する研修 (国税庁実務研修)

世界銀行などの奨学金制度に基づき、我が国の大学院の修士課程に留学中の開発途上国の税務職員を対象に、税制、税務行政などに関する専門的な知識・能力の習得、各国における税務行政の向上を目的として、実務に即した研修を行っています。平成 19 年度は、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学、一橋大学の各大学院への留学生 17 名に対し実施しました。

## (2) 税務当局間の国際会議への参加

経済の国際化や高度情報化といった税務行政を取り巻く環境変化への対応は、税制の違いを越えて各国税務当局の共通の課題となっています。そこで、各国の税務当局は、移転価格税制の執行、コンプライアンス (法令遵守) の向上、納税者サービスの改善などのさまざまな問題に関して、対応策の検討や経験の共有を図っています。

OECD 租税委員会は、OECD 加盟国が、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなど国際的な共通の課税ルールを整備する協議の場であり、また、各国税務当局の有する知見や経験の共有化を図る場となっています。国税庁は、こうした租税委員会の活動に積極的に参加しています。詳しくは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/oecd.htm> をご覧ください。

また、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国、インドの 10 か国で構成する主要国税務長官会合では、濫用的なタックスプランニングへの対応などについて議論を

行っており、アジア地域における15か国・地域の税務当局が構成するアジア税務長官会合 (SGATAR) では、域内の協力に資する会合を持っています。

さらに、歴史的・経済的なつながりが深い中国と韓国の税務当局とは、毎年、長官同士による会議を開催して協調を図っています。



主要国税務長官会合 (平成 20 年 1 月開催)

## (3) 各国税務当局との連携と情報収集・リサーチ

国税庁では、国外の情報を適切に収集し、また各国税務当局との連携強化を図るため、昭和 60 年から、アメリカをはじめ、我が国と経済的つながりの大きい国・地域へ職員を長期間出張させています。平成 20 年 3 月末で、長期出張者は、13 か国 (18 地域) に派

遣され、派遣先国の税制・税務行政などに関する情報の収集を行うとともに、相手国の税務当局との連携が必要となる事項につき、重要なパイプ役としての役割も果たしています。

# V 権利救済

「異議申立て」「審査請求」「訴訟」  
納税者の正当な権利・利益を救済するための制度です。

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署長などと納税者との見解が対立し、納税者がある処分に不服があるときは、直接、裁判所に訴訟を提起する前に、行政部内でこれを再審理する制度（不服申立制度）があります。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易にかつ迅速に救済するための手続であり、異議申立てと審査請求とがあります。

処分に対して不服がある納税者は、まず異議申立てを税務署長などに行うことを原則としています。一方、審査請求は、第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うものです。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときなどは、一般の行政事件の場合と同様、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

## (1) 異議申立て

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解

釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況に対応するため、各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、審理に精通した職員を養成するなどにより、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組み、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

## (2) 審査請求

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した第三者的な立場で納税者の正当な権利や利益を救済する機関です。そこでは、専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官、国税副審判官が、公正な立場で調査、審理に当たっています。

なお、国税不服審判所長、東京と大阪の各支部の首席国税審判官などには、裁判官や検察官の職にあった者が任用されています。

また、平成19年7月から、国税審判官には、民間の専門家として、税理士などの職にあった者も任用して

います。

国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した争点整理表を作成するなどして早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見や主張を十分に聞き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利や利益を適正かつ迅速に救済することとしています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を起すことはできません。

# 国税に関する不服申立制度の概要

登録免許税、自動車重量税について登記官、国土交通大臣等が行った処分に不服がある場合

税務署長が行った処分に  
不服がある場合

国税局長が行った処分に  
不服がある場合

選択により  
直接審査請求  
(青色申告書に  
係る更正等)

2か月以内

2か月以内

選択により  
直接審査請求

税務署長（国税局職員  
の調査に基づく場合は  
国税局長）に対する  
異議申立て

国税局長に対する  
異議申立て

3か月を経過しても  
異議決定がない場合

異議決定

異議決定

2か月以内

1か月以内

1か月以内

2か月以内

2か月以内

国税不服審判所長に対する審査請求

3か月を経過しても  
裁決がない場合

裁決

6か月以内

原処分取消訴訟（地方裁判所）

### (3) 訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときなどは、裁判所に対して訴訟を提

起して司法による救済を求めることができます。

### (4) 権利救済の状況

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう図っています。平成19年度における異議申立処理件数は4,956件(課税関係4,224件、徴収関係732件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は約11.2%です。

審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう図っています。平成19年度における審査請求処理件数は2,404件(課税関係2,030件、徴収関係374件)で、このうち請求の全部又は一部が認めら

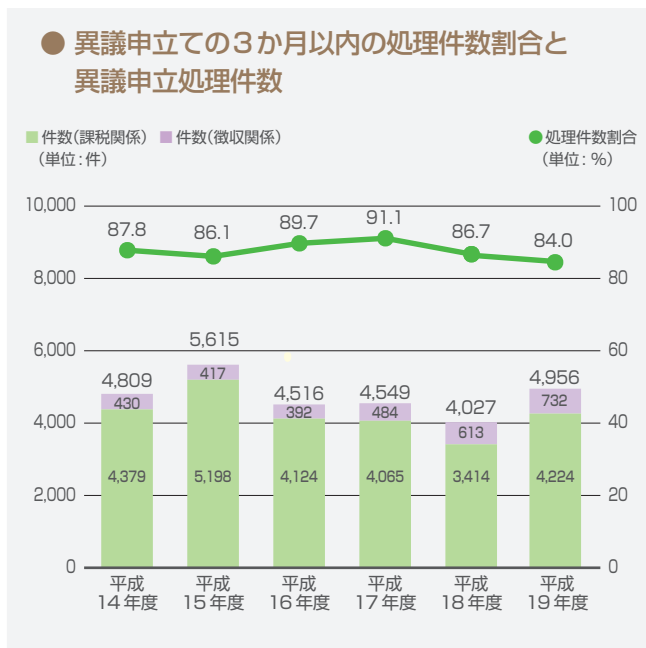
れた割合は約12.6%です。

訴訟については、平成19年度における終結件数は387件(課税関係289件、徴収関係98件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は約14.2%となっています。

なお、国税庁や国税不服審判所は、権利救済制度に関する納税者からの理解を得るため、裁決事例などの情報を、ホームページを通じて提供しています。

詳しくは、国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp/> をご覧ください。

※ 計数は、平成20年4月末の速報値です。



## 参考 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者のさまざまな苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応を図っています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。



# VI 酒類行政の取組

国税庁は、酒類業の健全な発達を目指して施策を展開しています。

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成18年度においては、租税収入などの合計に占める割合は2.9%（1兆5,473億円）となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも我が国の税体系において重要な役割を果たしています。

酒類業界は、2,876の製造業者と15万8,043の販売業者（平成19年3月末）からなり、その大部分が中小企業により構成されています。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化、さらには規制緩和の進展などに伴い、大きく変化しています。

国税庁では、こうした社会経済情勢の変化に対応して、酒類産業全体を展望した総合的な視点から、酒類業の健全な発達のためのさまざまな取組を行っています。

## (1) 酒類業の体質改善に向けた取組

酒類業の体質改善を図るためには、「量から質への転換」、「消費者の視点」を踏まえた対応などが必要であり、消費者の視点に立ち、良質で安全な酒類を生産し、適切な品質管理の下、消費者に適切な情報とともに提供できるよう、酒類の製造から販売までの各段階の課題に業界と行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

このため、消費者の意見に積極的に耳を傾け、酒類業界に情報提供するとともに、小売段階における酒類の表示と品質・安全性のチェックを行っています。

平成17年10月には、適切な商品情報の提供や清酒の地域ブランド確立に向けた業界の取組を支援するため、ぶどう酒と蒸留酒を対象としていた「地理的表示

に関する表示基準」に、清酒の地理的表示を保護する規定を追加しています。

また、海外の日本食に対する関心の高まりなどに伴い、日本文化としての我が国の酒類への評価が高まっていますので、酒類業者に対して輸出に必要な手続の情報を提供するなど、輸出環境の整備について支援を行っています。

このほか、酒類業者に対して、自らの経営上の問題点の認識を促す取組や、経営指導の専門家による研修会の実施、経営上の成功事例、中小企業施策に関する情報提供、経営革新計画の取組などに対して支援を行っています。

## (2) 公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには、公正な取引環境の整備が重要です。国税庁では、平成18年8月に、従来の指針を見直し、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定めて、その周知・啓発を通じて、公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進しています。酒類業界でも自主的に、コストオン方式によ

る合理的な価格設定、取引条件に係る自社基準の策定などの公正な取引を推進するための取組を行っています。

また、国税庁では、酒類の取引状況を調査し、この指針に反する取引が認められた場合には、改善指導を行い、公正取引委員会とも必要な連携を図っています。

### (3) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

各国税局の鑑定官室では、酒造メーカーへの技術指導や市販酒類調査を通じて、国内で流通している酒類の品質の向上と安全性の確保を図っています。また、酒類の品質の向上と安全性の確保のために必要な新し

い醸造技術や分析手法に関する研究・開発など高度な技術的問題については、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換し、連携して対応しています。

#### 独立行政法人酒類総合研究所

酒類総合研究所は、明治37年に大蔵省醸造試験所として東京・滝野川に設置され、平成13年4月に国税庁醸造研究所から独立行政法人に移行し、さらに、平成18年4月には、民間・大学などとの連携や人事交流を促進する観点から、非公務員型の独立行政法人となりました。酒類にかかわる我が国唯一の総合的研究機関として、酒税の適正かつ公平な課税の実現のための高度な分析・鑑定とともに、酒類に関する研究・調査や中小酒造メーカー向けの講習、消費者向けの教養講座なども行っています。詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ <http://www.nrib.go.jp> をご覧ください。

### (4) 社会的な要請への対応

未成年者の飲酒防止をはじめとするさまざまな社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任、酒類販売管理研修の受講及び酒類の陳列場所における表示義務の遵守について、その徹底を図りました。また、新たに「酒類販売管理協力員」を公募・委託し、表示の遵守状況の確認を強化しました。

さらに、飲酒運転の問題をはじめとする社会的要請への対応については、酒類業界だけではなく、家庭、

学校、地域社会、行政それぞれの取組が重要であり、関係省庁や酒類業界などとの連携・協調を図りつつ取り組んでいます。

このほか、平成17年5月の世界保健総会<sup>1</sup>の決議を受け、国税庁では、酒類の不適切な摂取による健康や社会に与える影響の低減のための取組について、関係省庁や酒類業界と検討しています。

### (5) 免許申請などの適正な処理

平成18年8月31日をもって「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」に基づく緊急調整地域の指定が失効しました。これに伴い、多数の酒類小売業免許の申請が行われており、免許の審査に当たっ

ては、適正かつ早期の処理を図っています。

また、新規免許者については、酒類販売管理者の選任や酒類販売管理研修の受講など、免許業者としての義務について適正に指導しています。

1 「世界保健総会」とは、WHO（世界保健機関）の最高意思決定機関をいいます。

# 「酒類に関する公正な取引のための指針」(平成18年8月31日制定)

## 目的

酒税の確保及び酒類の取引の安定化(酒類業組合法第1条)

指針に則した取引の実行  
経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

## はじめに

### ① 近年の酒類市場

- 経営環境の変化(人口減少社会の到来など)・→酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
- 酒類小売業の多様化(コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど)・→事業者間で取扱数量や取引価格に格差

### ② 酒類業の健全な発達に向けた課題

- 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」

### ③ 酒類業組合法第84条 << 酒税保全のための勧告又は命令 >> の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示

- 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

## 第1 酒類に関する公正な取引の在り方

(酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)

### 1 合理的な価格の設定

- ① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的  
また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき
- ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき
- ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき

### 2 取引先等の公正な取扱い

合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因

### 3 公正な取引条件の設定

スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一面的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ

### 4 透明かつ合理的なリベート類

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき

## 第2 取引状況等実態調査の実施及び

公正取引委員会との連携等(国税庁の対応)

### 1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
- ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
- ③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発

### 2 酒税保全措置

- ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
- ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要最小限の措置

### 3 独占禁止法違反等への対応

国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告

### 4 公正取引委員会との連携等

- ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
- ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

# Ⅶ 将来に向けた取組

## 〈税務行政を取り巻く環境の変化〉

現在、我が国は、かつてない速さで少子高齢化が進んでいます。貯蓄率が著しく低下するとともに、労働力人口の減少が見込まれるなど、いわゆる「右肩上がり経済」が終焉を迎え、このような動きを背景に、さらなる行財政改革の要請が強まっています。また、このような社会を支えるための税制の見直しも進行しています。さらに、働き方や家族のかたちの多様化など、企業や家族のあり様が大きく変化する中、経済活動については、高度情報化が著しく進展し、アジア諸国の経済発展や経済の国際化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、会計基準の国際的相互浸透も進んでいます。

経済社会のこのような動きを背景に、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。消費税の事業者免税点の引下げや年金課税の見直しなどもあり、確定申告書の提出件数が著しく増加し、それら进行处理するための税務署の事務が増加しています。また、経済社会の高度情報化・国際化が著しく進展し、租税回避の手口がますます巧妙になってきているため、調査・徴収事務は従来に増して困難なものになってきています。このように税務行政を取り巻く環境は、質量ともに厳しさが増してきています。

## 〈環境の変化に向けた国税庁の対応〉

このような状況の中で、引き続き国民の負託に応えていくためには、人的資源・物的資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要があります。これにより、十分な調査・徴収事務量を確保し、納税者のコンプライアンス（法令遵守）の維持・向上を図っていくとともに、納税者サービスにも配慮していくことが肝要です。

このため、納税者が自ら税額を計算して申告・納税するという申告納税制度の趣旨に沿って、納税者サービスの再構築を行う必要があります。その上で、税務当局においては、税務署の内部事務について、システムやそれに関連する業務の見直し、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化を図り、事務の合理化・効率化を積極的に進めていくこととしています。また、調査・徴収事務についても、納税者のコンプライアンスの維持・向上の観点から、ITの積極的な活用によるシステムの高度化や調査・徴収事務の在り方そのもの見直しを行い、さらなる充実を図っていくこととしています。



## 〈具体的施策〉

### (1) 納税環境の整備

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、納税者サービスの充実を図っています。

具体的には、国税庁ホームページの掲載情報の充実などによる納税者の必要とする税務情報の提供、e-Taxの普及や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の充実など、ITを活用した申告・納税の推進、さらには、コンビニ納付の導入などにより、

申告・納税の手段の多様化を図っています。

また、税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応している電話相談について、回答までの待ち時間の短縮など、納税者利便性のさらなる向上を図るため、電話相談センターにおいて集中的に受理する取組を進めています。

### (2) 内部事務の基本的見直し

税務署における内部事務については、国税庁の事務が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであることに十分な配慮をしながら、高度情報化に対応した事務の見直しを図っていくこととしています。

具体的には、納税者の申告から納税までの一連の事務、納税者の異動に伴う事務、税務署の窓口対応事務などの現在税務署内の複数の部署で別々に処理してい

る内部事務について、その相当部分を一つの部署で一体的に処理し、ITを活用しながら、事務の効率化を図ることとしています（内部事務の一元化）。また、他の事務とは独立し、一時に大量に発生する事務の集中化や職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシングの推進にも取り組んでいくこととしています。

### (3) 調査・徴収事務の基本的見直し

経済社会の国際化・高度情報化が進展する中で、適正・公平な課税を確保するため、国際的租税回避スキームや電子商取引など先端分野への対応、広域的に事業展開する企業グループへの対応を充実させるとともに、国税組織全体を通じた調査・徴収事務の基本的な見直しを行っています。また、納税者に関する各種情報の相互活用など、システムの高度化を図ることとし

ています。

他方、申告納税制度を支える税理士の公共的使命にかんがみ、税理士法に基づく書面添付制度の推進などを行っています。また、納税者が自己の経済活動についての税金の問題を事前に予測可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格に関する事前確認制度の活用を推進しています。

### (4) 国税職員の職場環境の整備

職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場環境づくりを進めています。

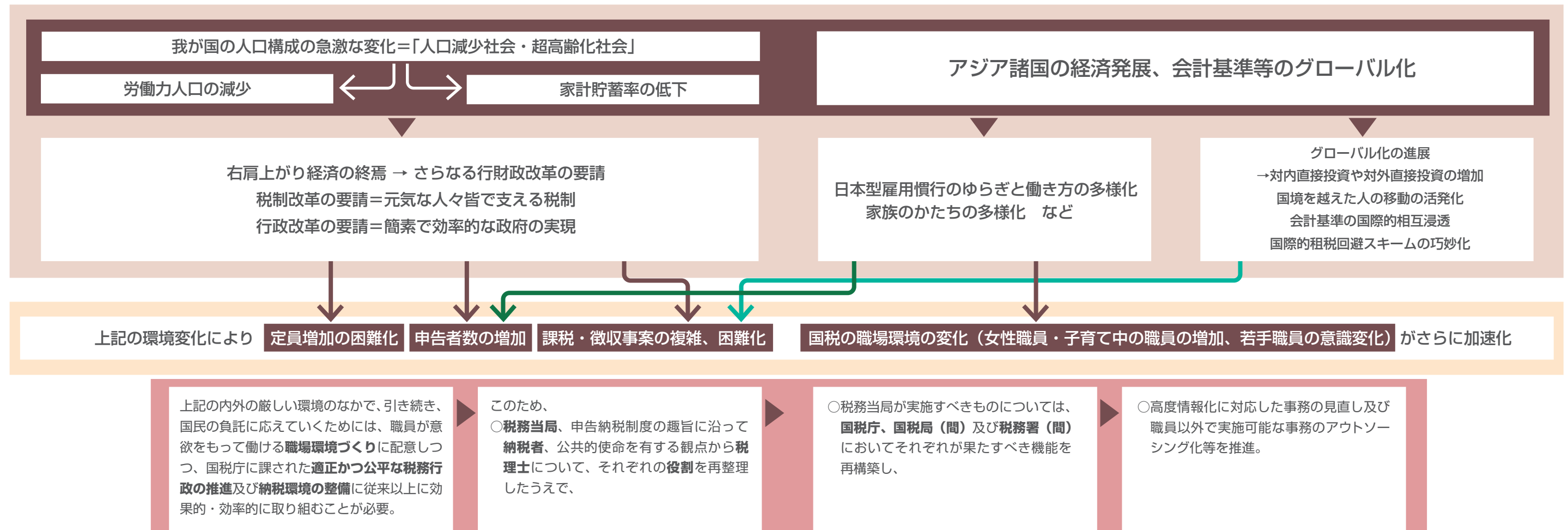
特に、国税庁における女性職員の在職割合が年々増加していることも踏まえ、国税庁では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施しま

した。なお、本計画については、各種施策の実施状況や職員の意見などを踏まえ、子育てと仕事の両立をさらに推進する観点から、本計画に明記していた3年目の見直しを行い、変更後の計画「安心子育て応援プラン」を公表するとともに平成20年4月1日から実施しています。

また、環境の変化に対応した研修制度の見直しなども行うこととしています。

以上の諸施策を推進するために、限られた定員の最適配分、定量的効果を踏まえた予算配分、適材適所の人事配置に、より一層図ってまいります。

# 税務行政を取り巻く環境の変化と国税庁の対応について



<h3>納税環境の整備</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的視点 申告者数の増加に対応した申告納税制度の趣旨に沿った納税者サービスの再構築</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>情報提供の高度情報化の推進</b> 国税庁HPやタックスアンサーの充実、メールマガジンの活用</li> <li><b>申告・納税手段の多様化、高度情報化の推進</b> e-Taxの普及、HPの確定申告書等作成コーナーの充実、コンビニ納付の導入</li> <li><b>確定申告期の対応</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>申告相談における自書申告の一層の推進</li> <li>申告相談の日曜日(2日間)実施(閉庁日対応)</li> </ol> </li> <li><b>税務相談体制の効率化</b> 一般的な税務相談の電話相談センターへの集約化等</li> </ol>	<h3>内部事務(総務関係事務を含む)の基本的見直し</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的視点 適切な事務運営の確保に配慮しながら、高度情報化に対応した事務の見直しや、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の徹底等により効率化、スリム化を促進</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>内部事務の効率化等</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>内部事務一元化の全署実施に向けた取組</li> <li>集中化の試行による内部事務の効率化策の検討</li> </ol> </li> <li><b>総務関係事務の効率化等</b> 会計、厚生、給与等関係事務の高度情報化、局集中化、アウトソーシング化の推進</li> </ol>	<h3>調査・徴収事務の基本的見直し</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的視点 納税者のコンプライアンス&lt;法令遵守&gt;維持・向上のため、調査・徴収体系の基本的見直し等により、さらに効果的、効率的に調査・徴収事務を実施</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>調査・徴収事務の充実</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>局署の役割分担等を踏まえた調査・徴収体系の基本的見直しの検討</li> <li>各種情報の相互活用などシステムの高度化</li> </ol> </li> <li><b>公共的使命を有する税理士の役割</b> 書面添付制度の推進等</li> <li><b>先端分野等に対する対応</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>国際的租税回避スキームへの対応等の国際課税の充実、企業活動等の高度情報化への的確な対応</li> <li>納税者の予測可能性の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>事前照会に対する対応の充実</li> <li>移転価格課税に関するAPA(事前確認制度)の活用</li> </ul> </li> <li>連結納税制度への的確な対応</li> </ol> </li> </ol>	<h3>国税職員の職場環境の整備</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的視点 職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場環境づくり</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>男女共同参画社会実現のための取組</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>女性職員の能力適性を生かせる人事政策の推進</li> <li>子育てと仕事の両立の観点から「国税庁特定事業主行動計画(安心子育て応援プラン)」の推進</li> </ol> </li> <li><b>若手職員に対する指導育成策の充実</b></li> <li><b>取り巻く環境の変化に対応した研修制度の見直し</b></li> <li><b>執務環境の整備</b></li> </ol>
---	--	---	--

諸施策の推進のために、**限られた定員の最適配分** **定量的効果を踏まえた予算配分** **適材適所の人事配置** を図っていく。  
 また、政府全体の取組として「**国税関係業務の業務・システムの最適化計画**」(平成18年3月)の決定(平成20年5月改定) 同計画は、平成22年までに順次実施

# Ⅷ 資料編

租税収入・予算・・・page 47

申告・課税状況・・・page 48

調査状況・・・・・・・・・・page 49

査察・・・・・・・・・・page 49

滞納圧縮・・・・・・・・・・page 50

権利救済・・・・・・・・・・page 50

税務相談・・・・・・・・・・page 51

国際課税・・・・・・・・・・page 51

納税者満足度・・・・・・・・page 51

※どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。

## 租税収入・予算

【平成18年度租税及び印紙収入予算・決算額】

	税 目	予算額	決算額
		百万円	百万円
一 般 会 計 分	源泉所得税	11,881,000	11,494,252
	申告所得税	2,689,000	2,559,842
	法人税	15,809,000	14,917,877
	相続税	1,490,000	1,518,585
	消費税	10,485,000	10,463,331
	酒 税	1,572,000	1,547,297
	たばこ税	940,000	927,169
	揮発油税	2,156,000	2,117,375
	石油ガス税	14,000	13,973
	航空機燃料税	87,000	90,493
	石油石炭税	476,000	511,726
	自動車重量税	737,000	734,953
	関 税	906,000	944,021
	とん税	9,000	9,306
	その他 <sup>1</sup>	-	728
	印紙収入	1,217,000	1,218,125
小 計	50,468,000	49,069,052	
所得税（譲与分）	3,009,400	3,009,400	
地方道路税	309,800	305,652	
石油ガス税（譲与分）	14,000	13,973	
航空機燃料税（譲与分）	15,800	16,453	
自動車重量税（譲与分）	368,500	367,476	
特別とん税	11,300	11,632	
原油等関税	500	3,314	
電源開発促進税	354,000	362,963	
揮発油税	739,300	739,300	
たばこ特別税	223,700	217,639	
総 計	55,514,300	54,116,856	

1 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成20年度国税庁予算額】

	項 目	予算額
		百万円
一 般 経 費	情報化経費	48,150
	納税者利便向上経費 <sup>1</sup>	12,554
	国際化対策経費	908
	職場環境整備経費 <sup>2</sup>	7,670
	税制改正関係経費	2,068
	税務諸用紙・通信費	15,758
	庁局署一般経費 <sup>3</sup>	47,056
	税務大学校経費	2,794
	国税不服審判所経費	441
	酒類総合研究所経費	1,171
小 計	138,569	
人件費	584,104	
国税庁予算合計	722,673	

1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax 整備費、確定申告書等作成コーナー関連経費などが含まれています。

2 「職場環境整備経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

3 「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導謝金、広報広聴に関する経費などが含まれています。

# 申告・課税状況

## 【所得税納税者の状況】

(平成19年分)

総人口	万人	12,777
就業者数		6,382
所得税の確定申告数		2,362
還付申告		1,269
納税申告		777
所得者別内訳	事業所得者	180
	その他所得者	597
	不動産所得者	109
	給与所得者	264
	雑所得者	191
	上記以外	33

※「総人口」及び「就業者数」は、平成18年の計数です。

## 【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成18事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
	千件	億円
給与所得	3,846	107,827
退職所得	—	2,730
利子所得等	40	5,214
配当所得	126	25,803
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	7	2,247
報酬料金等所得	3,070	12,857
非居住者等所得	25	3,622
合計	—	160,299

※ 源泉徴収義務者数は、平成19年6月末の計数です。

## 【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成18事務年度)

法人数	3,005千件
申告件数	2,787千件
申告割合	89.9%
黒字申告割合	32.4%
申告所得金額	570,828億円
申告欠損金額	164,949億円
税額	144,578億円

※ 法人数は、平成19年6月末の計数です。

## 【相続税の課税状況】

(平成18年分)

死亡者の数	1,084,450人
課税対象となった被相続人の数	45,322人
納税者数(相続人の数)	134,722人
課税価格	104,056億円
税額	12,234億円

## 【贈与税の課税状況】

(平成18年分)

課税人員	369,763人
取得財産価額	20,288億円
税額	1,183億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

## 【消費税の課税状況】

(平成18年度)

申告件数	納付		還付	
	個人	法人	千件	千件
個人	1,533		36	
法人	1,984		116	
合計	3,516		152	
税額	100,041億円		24,838億円	

## 【酒類の課税状況・生産状況】

(平成18年度)

区分	生産量	課税額
	千k l	百万円
清酒	513	80,304
合成清酒	49	5,420
連続式蒸留しょうちゅう	436	99,042
単式蒸留しょうちゅう	584	131,106
みりん	113	2,249
ビール	3,536	768,826
果実酒	65	6,163
甘味果実酒	10	833
ウイスキー	61	23,253
ブランデー	7	2,633
発泡酒	1,594	211,687
原料用アルコール・スピリッツ	114	9,364
リキュール	755	67,003
その他の醸造酒		
粉末酒・雑酒	1,056	83,076
合計	8,892	1,490,960



## 調査状況

### 【申告所得税の調査状況】

(平成18事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
実地調査	千件	億円	万円	億円	万円
特別・一般 <sup>1</sup>	63	5,337	846	995	158
着眼 <sup>2</sup>	183	3,281	180	153	8
簡易な接触 <sup>3</sup>	549	548	10	95	2
合計	795	9,166	115	1,243	16

- 1 「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。  
 2 「着眼」とは、申告漏れ所得などの把握を短期間で行う調査をいいます。  
 3 「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

### 【源泉所得税の調査状況】

(平成18事務年度)

接触件数	非違件数	追徴税額
202千件	56千件	635億円

### 【法人税の実地調査状況】

(平成18事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		1件当たり	1件当たり	
	千件	億円	千円	億円
法人全体	147	17,247	11,762	4,402
調査課所管法人	5	9,004	190,917	2,365

### 【消費税の調査状況】

(平成18事務年度)

	件数	申告漏れのあった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
	千件	千件	億円	万円
個人	96	69	256	27
法人	139	77	722	52

### 【相続税の実地調査状況】

(平成18事務年度)

件数	申告漏れのあった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
14	12	4,076	2,899	939	668

### 【法定資料収集枚数】

(平成18事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,819
利子等の支払調書	1,200
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	5,580
公的年金等の源泉徴収票	32,715
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	8,859
株式等の譲渡の対価の支払調書	9,148
国外送金等調書	3,688
その他	44,196
合計	125,205

## 査察

### 【査察調査の状況】

(平成19年度)

着手件数	処理件数	告発件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
220	218	158	353	162	309	195

### 【大口事案の状況】

(平成19年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
158件	20件	7件

### 【告発事件の税目別状況】

(平成19年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		1件当たり	1件当たり
	件	億円	百万円
所得税	57	93	163
法人税	62	81	131
相続税	4	82	205
消費税	30	44	147
源泉所得税	5	9	18
合計	158	309	196

## 滞納圧縮

### 【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成19年度末)

業種	人員		税額	
	人	%	百万円	%
製造業	55	4.1	11,336	3.1
販売業	85	6.4	35,802	9.7
不動産・建設業	376	28.2	92,026	24.8
料理飲食業	84	6.3	15,494	4.2
金融業	23	1.7	12,764	3.4
その他の事業 <sup>1</sup>	347	26.1	92,474	24.9
その他 <sup>2</sup>	362	27.2	111,037	29.9
合計	1,332	100.0	370,933	100.0

<sup>1</sup>「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業などをいいます。

<sup>2</sup>「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

### 【差押えの状況】

(平成18事務年度)

	滞納者数		物件数		評価額	
	人	件	件	百万円		
動産	552		21,587		3,315	
債権	54,859		70,750		79,797	
不動産等	10,116		31,845		168,535	
その他	3,820		431,820		4,517	
合計	69,347		556,002		256,164	

## 権利救済

### 【異議申立ての状況】

区分	異議申立件数	新規申立件数 ①	処理済件数 ②	請求容認件数 ③	割合③/②
					件
課税関係	4,781	3,729	3,414	408	12.0
徴収関係	697	572	613	3	0.5
合計	5,478	4,301	4,027	411	10.2

### 【審査請求の状況】

区分	審査請求件数	新規請求件数 ①	処理済件数 ②	請求容認件数 ③	割合③/②
					件
課税関係	4,117	2,003	2,561	353	13.8
徴収関係	622	501	384	8	2.1
合計	4,739	2,504	2,945	361	12.3

### 【訴訟事件の状況】

区分	訴訟件数	第一審提起件数 ①	終結件数 ②	敗訴、一部敗訴件数 ③	割合③/②
					件
課税関係	704	172	371	73	19.7
徴収関係	139	59	75	7	9.3
合計	844	231	447	80	17.9

※ 異議申立て及び審査請求の計数は、平成18年度の計数です。

訴訟事件の計数は、平成18年度の審級別合計の計数です。

訴訟事件の「合計」欄の計数は、審判所に関するものを含めています。

## 税務相談

### 【税務相談室における税務相談の受理件数と タックスアンサーの回答件数】

		(平成19年度)
		千件
税務相談件数	所得税	1,982
	法人税	237
	資産税	641
	消費税	94
	その他の間接税	90
	徴収	144
	その他	458
	小計	3,646
タックスアンサーの回答件数		33,503
合計		37,149

### 【税務相談室における苦情事案の受理件数】

		(平成19年度)
		件
所得税		748
法人税		415
資産税		83
消費税		41
その他の間接税		25
徴収		47
その他		335
合計		1,694

## 国際課税

### 【海外取引の把握状況】

		(平成18事務年度)
海外不正所得件数		105件
海外不正所得金額		222億円

※ 調査課所管法人（資本金1億円以上の法人）の計数です。

### 【移転価格課税の状況】

		(平成18事務年度)
課税件数		101件
課税所得金額		1,051億円

※ 調査課所管法人（資本金1億円以上の法人）の計数です。

### 【相談の多い項目上位5位】

〔面接・電話による相談〕			
		(平成19年度)	
順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	申告義務・手続等	345
2	所得税	医療費控除	200
3	所得税	住宅借入金等特別控除	195
4	所得税	年末調整	178
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	118

〔タックスアンサー〕			
		(平成19年度)	
順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	医療費を支払ったとき (医療費控除)	965
2	所得税	所得税の税率	729
3	所得税	医療費控除の対象となる医療費	550
4	所得税	配偶者控除	483
5	所得税	マイホームの取得と所得税の特例 (住宅借入金等特別控除及び特定増改築等住宅借入金等特別控除)	431

## 納税者満足度

		(平成18事務年度)
項目		上位評価割合 <sup>1</sup>
		%
職員の応接態度		80.0
税務署の利用しやすさ		61.8
国税の広報に関する評価		71.6
国税の広聴に関する評価		83.7
税務相談室における相談満足度	面接	91.1
	電話	72.9

※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。





# 国税庁レポート 2008

## NATIONAL TAX AGENCY REPORT

**2008年6月発行**

**編集・発行 国税庁**

**〒100-8978**

**東京都千代田区霞が関3丁目1番1号**

**TEL.03-3581-4161(代表)**

**国税庁ホームページ**

**<http://www.nta.go.jp>**



詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている